

令和7年12月1日 資料No.11
総務常任委員会

区役所改革担当
財政課

(仮称) 分庁舎賃借 準足説明資料①

資料番号	資料名
1	民間ビル賃借に係る経費（新事務所整備の初期コストなど）及び庁舎内整備にかかる経費要求額見込みについて
2	総合支所から勤務地を移す職員数の支所別及び職位別内訳
3	総合支所に生じる空きスペースと活用方針
4	福祉総合窓口の今後の体制（現行体制との比較）
5	仲介業者の会社内容説明資料（これまで区との関わりなど含め）
6	普通借家契約と定期借家契約との比較
7	芝御成門タワーの所有者と契約相手

令和7年11月26日
区役所改革担当

民間ビル賃借に係る経費（新事務所整備の初期コスト）及び庁舎内整備にかかる経費要求額見込みについて

属性	項目	性質	金額
民間ビル	敷金	イニシャルコスト	233百万円
	賃料	イニシャルコスト	1161百万円
	工事関連	イニシャルコスト	327百万円
	引っ越し	イニシャルコスト	23百万円
	什器関連	イニシャルコスト	171百万円
	維持経費等	ランニングコスト	34百万円
庁舎内整備		イニシャルコスト	417百万円

※金額欄は十万円以下を切り上げています。

※敷金及び賃料以外は現時点での概算経費であり、今後の調整の中で変動する可能性があります。

総合支所から勤務地を移す職員数の支所別及び職位別内訳

令和7年11月26日
区役所改革担当

令和9年4月までに、芝地区総合支所を除く四地区総合支所から勤務地を移す職員の総数は、現時点で154人を予定しています。
内訳について、支所別として、麻布地区総合支所40人、赤坂地区総合支所32人、高輪地区総合支所42人、芝浦港南地区総合支所40人です。
また、職位別として、課長級が8人、係長級が35人、主任以下が111人です。

	麻布地区			赤坂地区			高輪地区			芝浦港南地区			合計
	課長級	係長級	主任以下	課長級	係長級	主任以下	課長級	係長級	主任以下	課長級	係長級	主任以下	
区民課	0	5	11	0	5	10	0	5	16	0	5	14	71
保健福祉係	-	4	7	-	4	6	-	4	10	-	4	8	47
生活福祉係	-	1	4	-	1	4	-	1	6	-	1	6	24
管理課	1	2	11	1	2	5	1	3	9	1	3	9	48
まちづくり課	1	2	7	1	1	7	1	1	6	1	1	6	35
合計	2	9	29	2	8	22	2	9	31	2	9	29	154

令和7年11月26日
区役所改革担当

総合支所に生じる空きスペースと活用方針について

「将来に向けた持続可能な区役所への改革」実施に伴い、総合支所に生まれるスペース及びそのスペースの活用方針は以下のとおりです。

<総合支所に生じる執務可能なスペース（現状の想定値）>

地区	合計容積	内訳		
		区民課 ^{※1}	管理課	まちづくり課 ^{※2}
芝地区	約120m ²	約50m ²	約30m ²	約40m ²
麻布地区	約120m ²	約40m ²	約50m ²	約30m ²
赤坂地区	約140m ²	約40m ²	約60m ²	約40m ²
高輪地区	約180m ²	約80m ²	約60m ²	約40m ²
芝浦港南地区	約150m ²	約50m ²	約50m ²	約50m ²
合計	約710m ²			

※1・2 現状の執務面積に対し、1/3を乗じた数

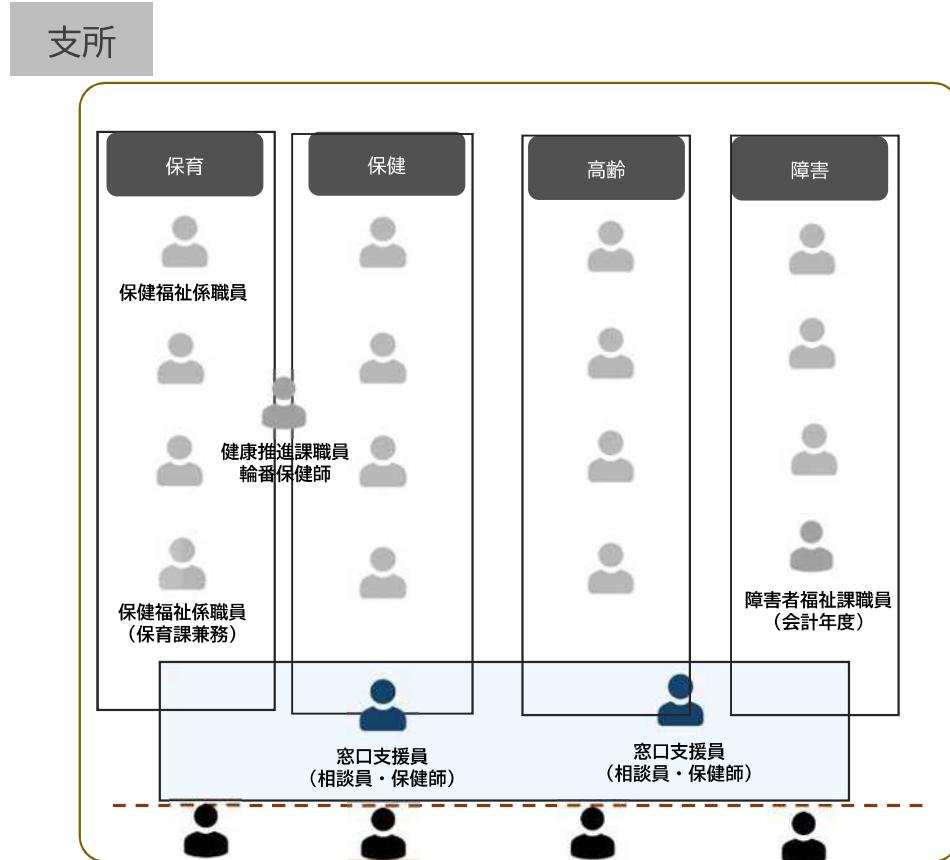
<活用方針>

今回の改革により、各地区総合支所では一部スペースが空く見込みです。ただし、芝浦港南地区総合支所を除き、麻布・赤坂・高輪の各地区総合支所では、区民課とその他の課が同一の執務スペースに配置されていないため、空くスペースはそれぞれ100m²未満と限定的です。このため、当該地区総合支所においては、空いたスペースを活用した本庁舎からの組織移転は困難と考えています。

また、改革後は、現在各地区総合支所で勤務している職員の多くが本庁舎を主な勤務場所とすることになりますが、引き続き各地区総合支所や地区内でアウトリーチ活動を行う予定です。

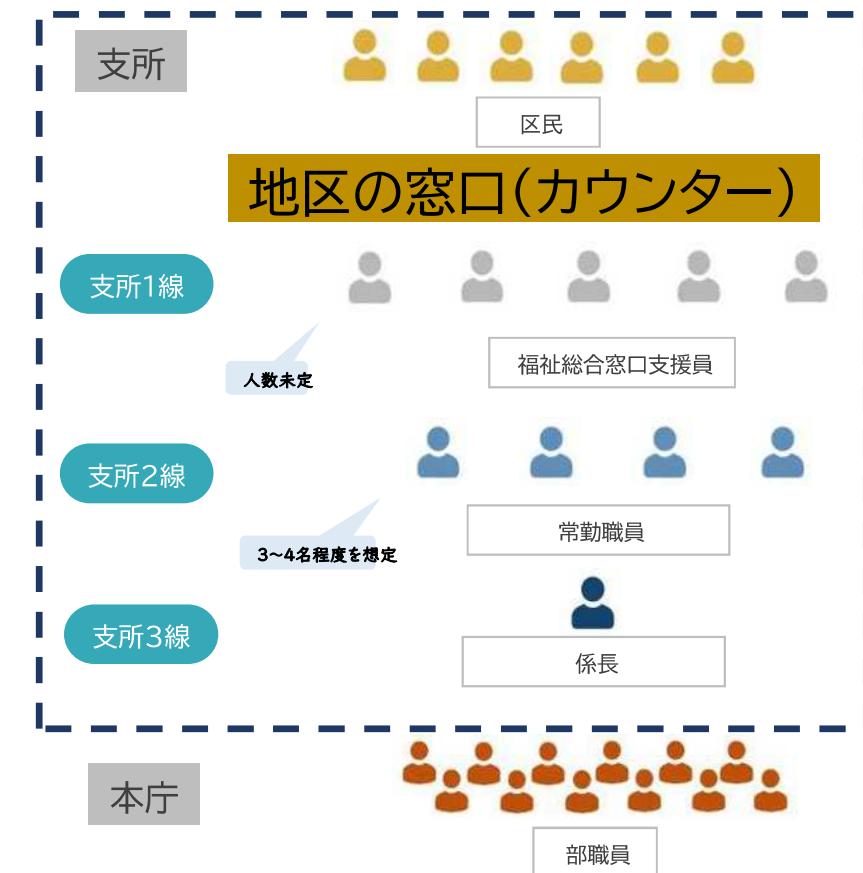
以上を踏まえ、今回の改革によって生み出される総合支所の空きスペースについては、単なる余剰スペースとするのではなく、職員の執務環境のさらなる改善や、地域課題の解決に資するアウトリーチ活動の拠点等として活用することを検討してまいります。

福祉総合窓口の現在の体制



- 5地区に職員が分散して配置されており、各職員は担当分野が割り振られている。
- 各地区的窓口には、福祉総合窓口支援員や保健福祉係職員が配置されている。

福祉総合窓口の今後の体制(案)



- 窓口で完結するサービス（申請など）は、引き続き支所で対応する。
- ケースワークなど専門的な手続きについては、本庁とオンラインでつなぐ、本庁から職員が支所に出向く、本庁での相談を行うことを想定する。

47

47グループ サービス紹介

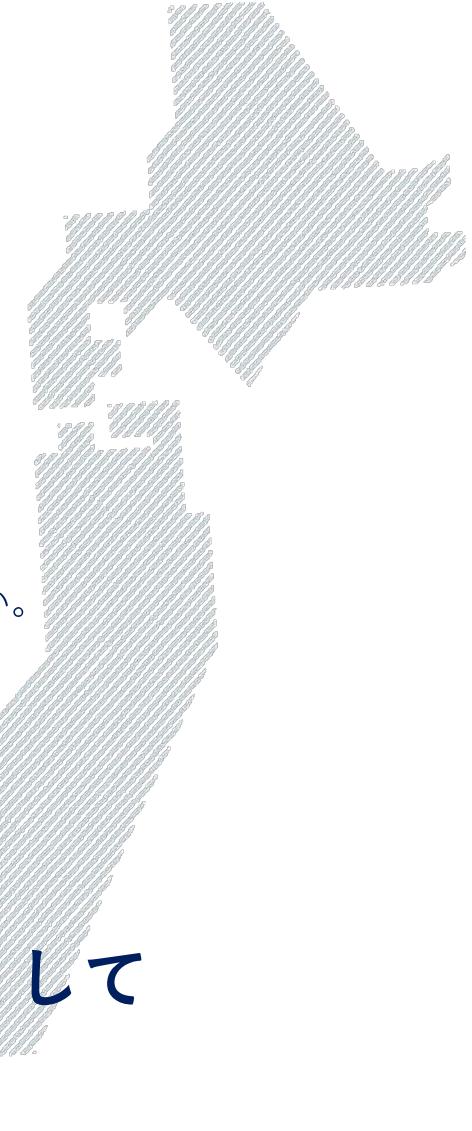
Draw Colorful Future with Workplace.
ワークプレイスで、ゆたかな未来を

Mission

ワークプレイスで、ゆたかな未来を

オフィス、家、カフェ、公園、インターネット上の仮想空間。
オンライン・オンラインを問わず、社会にはさまざまな知的創造活動の場が広がり、
その選択肢は日々増え続けています。

働き方が多様化していくなかで、最適なワークプレイスをどう定義し、選択するのか。
その答えは決して一辺倒なものではなく、一社一社、一人一人異なるはずです。
すべての人が自分らしく生き生きと働き、社会に貢献できるような世の中を実現したい。
それが、47グループの想いです。



Vision

ワークプレイスの総合コンサルティング企業として 「47都道府県のはたらく」をよくする

社名の47（よんなな）は47都道府県に由来しており、
「日本中のワークプレイスをゆたかにしたい」という思いが込められています。

Message

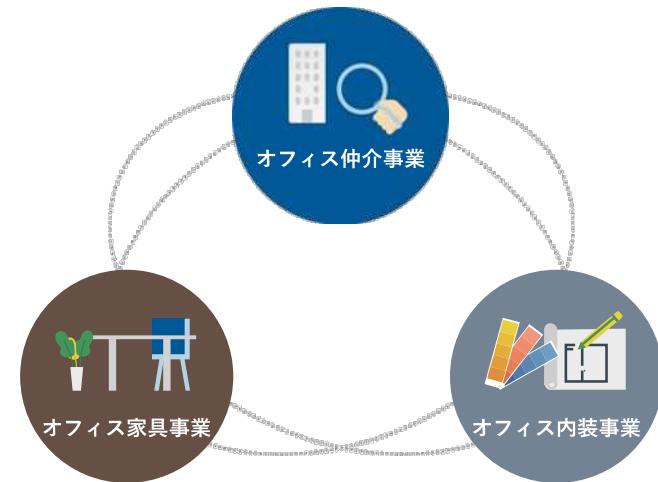
私たちは ワークプレイスの総合コンサルティング企業です。

47グループであれば、
ワークプレイスのお困り事をまとめて解決できます。

各分野のプロフェッショナルが知恵を持ち寄り、
お客様のワークプレイスづくりを全力でサポートします。

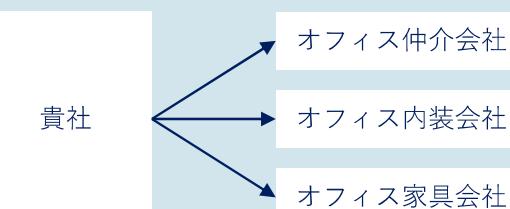
もちろん、すべてのサービスを強要することはありません。

必要なときに、必要なサービスだけ、
使っていただければ幸いです。



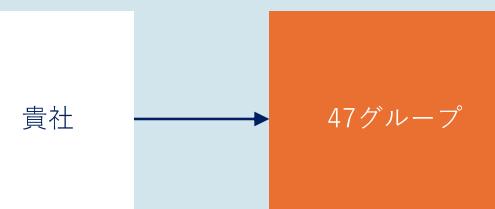
▶ 他社に依頼した場合

窓口が多くため、依頼の手間がかかる
情報が分散して連携ミスが起こりやすい



▶ 47に依頼した場合

窓口が集約し、依頼の手間がかかる
情報がまとまり連携ミスが起こりにくい



Service

1. オフィス仲介事業

お客様の希望に合うオフィス物件を提案し、契約までサポートします



仲介手数料無料の仕組み

一般的な
不動産会社の場合



47の場合



店舗を持たずにウェブサイトを通じて集客を行い、営業コストを大幅に削減。
賃主からいただく成約料のみで運営しているため、仲介手数料無料を実現しています。

取引オーナー様（一例）



ご契約企業様（一例）



AGS.



良品計画



User Local



note



BIZREACH



Wantedly

Point

- ・全物件仲介手数料無料
- ・国内最大級の物件掲載数（空室確認更新率90%以上／物件写真掲載率90%以上）
- ・累計契約実績8,000社以上
- ・20坪から1,000坪超まで、幅広いオフィスを取り扱い
- ・シェアオフィスの紹介やオフィス以外の用途も相談可

officee

<https://officee.jp/>
03-6859-4780
(平日9:00～19:00)



Service

2. オフィス内装事業

オフィス内装のデザイン・施工まで、一貫して対応します



ご契約企業様（一例）

株式会社
良品計画

AGS.



ニッセイ・キャピタル株式会社



日本生命



SBI損保

三菱地所

Creema

F-CODE

Point

- ・物件選定时からレイアウト作成や工事区分の交渉を実施
- ・移転時だけでなく、レイアウト変更や原状回復もサポート
- ・20坪から1,000坪超まで、幅広いオフィスの内装工事に対応可
- ・セットアップオフィスの内装工事も対応可

naiso

<https://47naiso.jp/>
(平日9:00～19:00)



Service

3. オフィス家具事業

業界最安値保証でオフィス家具を手配します



新品販売だけでなく、
中古販売・レンタル
もあわせてご提案可



引っ越しの手配
既存家具の廃棄
もあわせて対応可

取り扱いメーカー様（一例）

OKAMURA

KOKUYO

ITOKI

UCHIDA

PLUS

LION

Ergohuman®

HermanMiller

Point

- ・国内最大級**100万点以上**の品揃え
- ・納期調整から**配送**までトータルサポート
- ・日本全国**送料無料**
- ・業界**最安値保証**、組み立て設置費込み

Kagg.jp

<https://www.kagg.jp/>

0120-473-047

（平日9:00～18:00）



Service

アフターサポート

移転後

- 01 入居後のフォローアップ
使用感ヒアリング



- 02 内装メンテナンス工事



- 03 電源・電話・通信の
追加変更工事



- 04 オフィス家具の
クリーニング



- 05 オフィス家具の修理
メンテナンス



人数増減時

- 06 レイアウト変更
プラン提案



- 07 追加のオフィス家具の
提案・発注



- 08 不要になった
家具の廃棄



契約更新時・再契約時

- 09 賃料相場提示



- 10 交渉ポイントの
アドバイス



移転・分室検討時

- 11 他社移転事例の紹介



その他

- 12 担当者変更時の
引き継ぎ



- 13 地方拠点移転
プロジェクトの策定

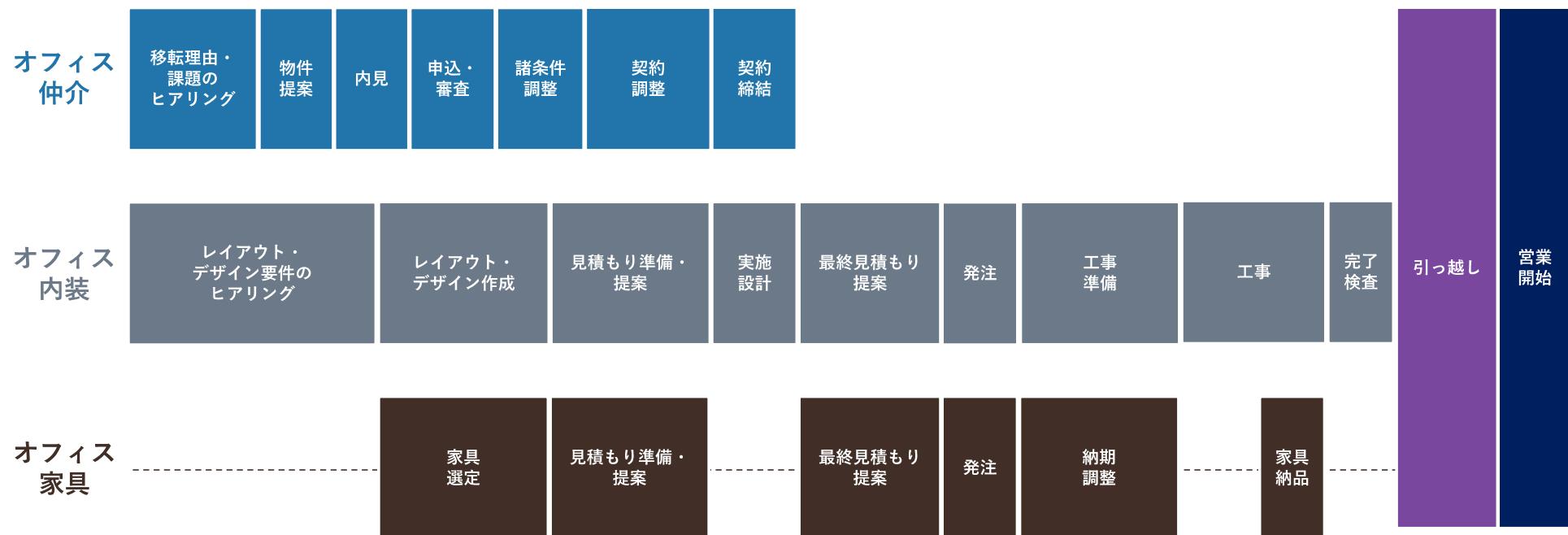


- 14 各主要都市の
物件情報の提供



Schedule

オフィス移転の流れ



47グループが最初から最後までサポートします

仲介手数料無料なので、発生するのは内装費用・家具費用のみ！

会社概要

持株会社	47ホールディングス株式会社
グループ会社	47株式会社（オフィス仲介事業） 宅建免許番号：国土交通大臣（1）第10369号
	47内装株式会社（オフィス内装事業） 一般建設業 東京都知事許可（般一6）第150291号 建設業の種類：内装仕上工事業
	47インキュベーション株式会社（オフィス家具事業） 産業廃棄物収集運搬 1310200488 古物商 東京都（許認可番号 第305561805633）
本社所在地	東京都渋谷区広尾1-13-1 フジキカイ広尾ビル6階・7階
拠点所在地	大阪府大阪市中央区今橋2-4-10 淀屋橋北浜センタービル7階 北海道札幌市中央区南1条東3-10-1 北海道日伊文化会館新館3階
創業/設立	2002年11月11日（前身の東京オフィスコンサルティング設立日）
資本金	1億円
代表取締役	阿久根 聰



47

<https://47co.jp/>

令和7年11月26日
区役所改革担当

これまでの区と仲介業者との調整経過について

日時	内容
7月25日	賃貸借候補物件の紹介（メール）
7月31日	賃貸借候補物件内見
8月12日	候補物件の賃貸借に向けた打ち合わせ（対面）
9月30日	賃貸借候補物件の紹介（メール）
10月14日	賃貸借候補物件内見
10月24日	候補物件の賃貸借に向けた打ち合わせ（対面）

※このほかに賃貸借契約に向けた整理を電話やメールにて実施

令和7年11月26日
区役所改革担当

定期借家契約と普通借家契約の比較

いずれも借地借家法に基づく「建物賃貸借契約」であり、定期借家契約は、契約期間をあらかじめ定め、更新をしないことを原則とする契約形態で、一方、普通借家契約は契約期間満了後も更新を前提とする契約形態である。

	定期借家契約	普通借家契約
契約期間	原則1年以上（事業用は1年未満可）	1年以上（1年未満は無効）
更新の有無	更新なし（再契約が必要）	更新あり（自動更新も可能）
契約終了時の扱い	期間満了で自動的終了（貸主からの通知義務あり）	正当事由がないと貸主から解約できない
解約预告	借主は原則解約不可（やむを得ない事情のみ）	借主は1か月前预告で解約可能
借主保護の度合い	貸主の自由度が高い（建替え・売却に対応しやすい）	借主保護が強い（長期居住の安定性）
契約書の要件	書面で締結+事前説明義務	書面・口頭どちらでも成立

令和 7 年 11 月 26 日
区役所改革担当

芝御成門タワーの所有者と契約相手

項目	事業者
所有者	鹿島建設株式会社
契約相手方	鹿島建設株式会社

令和7年12月1日 資料No.11-2
総務常任委員会

区役所改革担当
財政課

(仮称) 分庁舎賃借 補足説明資料②

資料番号	資料名
1	民間ビル借用決定に至る検討の時系列一覧と関係文書一式
2	庁舎スペース確保に関する長期財政シミュレーション
3	庁舎整備の中長期計画またはその検討資料
4	(該当なし) 区有施設・区有地の活用可能性や土地取得検討の資料
5	民間ビル借用費用の適正性検証に関する資料
6	民間連携床及び民間建物内にある区所有で貸し出している床のリスト
7	(該当なし) 組織再編のロードマップ詳細とリスク分析
8	まちづくり部門の来庁者データ（区民・事業者別）

行政経営推進委員会		区役所改革検討部会		区役所改革会議		庁議	
構成員							
①	令和7年10月14日(火)	令和7年5月1日(木)	令和7年5月27日(火)	令和7年4月22日(火)			
②	令和7年7月25日(金)	令和7年6月6日(金)	令和7年10月1日(水)				
③	令和7年9月22日(月)	令和7年7月15日(火)	令和7年11月12日(水)				
④		令和7年9月3日(水)					

行政経営推進委員会

(令和7年度 第8回)

日時：令和7年11月12日(水曜日)

16時10分から17時00分まで

会場：庁議室

議題

1 令和8年度港区社会福祉協議会の職員配置について（案）

（保健福祉課）

2 「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の取組に伴う

民間ビルに執務室を移転する組織について（案）

（区役所改革担当）

資料(審議)2

令和7年11月12日
区役所改革担当
契約管財課

「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の取組に伴う 民間ビルに執務室を移転する組織について（案）

審議内容

「『将来に向けた持続可能な区役所への改革』の実施に伴う民間ビルの借用について（案）」（令和7年10月14日庁議決定）の移転組織の選定方針に基づき、民間ビルに執務室を移転する組織を街づくり支援部に決定します。

1 現状

「将来に向けた持続可能な区役所への改革」実施に伴う、指揮命令系統の一元化及び業務集約により、現在総合支所に勤務する一部の職員の勤務場所が本庁舎に移ることを踏まえ、民間ビルの一部区画を借用し、移転組織の執務室にすることとしています。（令和7年10月14日庁議決定）

移転する組織の選定方針については、以下のとおりですが、具体的に移転する組織を決定する必要があります。

【移転する組織の選定方針】

これまで当該組織の窓口を利用する区民等が本庁舎と移転先を行き来することが可能な限り少なくなるよう、利便性に配慮した選定を行います。

そのため、部をまたいで個別の課を選び出して移転させるのではなく、可能な限り部単位など、一定のまとまりを持った単位での移転を基本方針とします。

2 移転する組織について

上記選定方針に基づき、対象となりうる部へのヒアリングや意見交換などを行った結果、サービス対象者の性質や全庁の経営安定性など総合的な観点から、移転する組織は「街づくり支援部」とします。

街づくり支援部は、主に事業者を対象としてサービス提供しており、申請等に来訪する事業者は、基本的に街づくり支援部を主たる申請先として来訪しており、街づくり支援部が移転する民間ビルと本庁舎との行き来を極力防ぐことが可能です。

一方で主に区民を対象としてサービス提供している産業・地域振興支援部、子どもも家庭支援部、保健福祉支援部などについては、区民が、芝地区総合支所区民課や他部のサービスも一体的に受けている可能性が高く、一部の部が移転することにより民間ビルと本庁舎の行き来を頻繁にする人が多くなる懸念があることから、対象部としては見送ることとしました。

3 今後について

本審議が了承された場合、街づくり支援部と、移転に向けた具体的な調整に入ります。移転先の執務レイアウト調整を進めていく中で、移転先にゆとりが生まれる場合は、街づくり支援部との親和性が高く、規模的にも移転が可能な部とも移転に向けた調整を検討します。

また、総合支所における空きスペースの有効活用として、課単位での移転が可能な組織の選定も行い、必要に応じて移転に向けた検討を行います。

4 スケジュール（予定）

令和7年 11月 総務常任委員会報告

令和7年 11～12月 令和7年港区議会第4回定例会（補正予算）

12月 民間ビルの賃貸借契約締結

令和8年 10月 街づくり支援部の民間ビルへの執務室移転

【参考資料】令和7年度第10回庁議付議資料

令和7年10月14日
区役所・デジタル改革担当
総務部

「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の実施に伴う 民間ビルの借用について（案）

審議内容

「将来に向けた持続可能な区役所への改革」実施に伴う、指揮命令系統の一元化及び業務集約により、現在総合支所に勤務する一部の職員の勤務場所が本庁舎に移ることを踏まえ、民間ビルの一部区画を借用します。

1 区役所本庁舎の現状・課題

「将来に向けた持続可能な区役所」の実施に伴う、支所における業務の指揮命令系統の一元化及び業務集約により、現在総合支所で勤務する約160名程度の職員が勤務場所を本庁舎へ移す予定ですが、現状、本庁舎にその人数を受け入れる余裕はありません。

さらに、現在、全体で約1,300人の職員が勤務する区役所本庁舎の執務環境は、個室の会議室や廊下、トイレなどの共用部、また、機械設備等を除いた一人当たりの執務スペースの気積は、事務所衛生基準規則第2章第2条（以下「衛基則2章2条」という。）で定める「一人当たり十立方メートルの気積（本庁舎でいうと約4m²／人の面積が必要）」を最低限満たしているだけの状態です。

特に、子ども家庭支援部や教育委員会など、一部の部署では、衛基則2章2条で定められた気積の確保が困難な状況にあります。

こうした状況を受けて、本年9月に実施したアンケートにおいても、「満足している」または「やや満足している」と答えた職員は、約25パーセントに留まりました。自由記述では『執務机や通路が狭い』、『会議室が不足している』、『気軽に職員同士で話せる場所がない』、『執務室と廊下が近接しており集中して業務にあたれない』、『植物を置くなど、リラックスできる環境を作ってほしい』などといった多くの声が寄せられています。

これらを踏まえると、本庁舎内のスペースを生み出す必要があり、そのためには、本庁舎内的一部組織を外部施設へ移転させる必要があります。

2 必要な面積について

職員が執務環境に満足して働くことは、業務効率化やモチベーションの向上、また、定着率向上につながり、結果として区民サービスの向上にも寄与します。

また、公務員志望者が減少傾向にある中で、庁舎の魅力が採用活動に与える影響も無視できません。快適で魅力的な職場環境は、区のイメージアップに貢献するとともに、他自治体との比較においても優位性を確保する要素となります。

そのため、衛基則2章2条に定められた最低基準を満たすだけでなく、職員が快適に勤務できる環境で、働きやすく、柔軟な働き方が可能となる空間整備を進めます。

空間整備にあたっては、区役所の執務環境は、一般的なオフィスと比べて書庫等

の什器が多く、実際の業務として利用できる床面積が制限されることから、一人当たりの面積は4m²より広くなります。

このため、一人当たりに必要な面積を5m²（気積12.5m³）とした場合に必要となる執務有効スペースの面積と、現状の本庁舎の執務有効スペースの面積との差分として、約2,140m²（本庁舎約2フロア半）の面積を確保する必要があります。

3 移転する組織の選定方針について

移転する組織の選定にあたっては、これまで当該組織の窓口を利用する区民等が本庁舎と移転先を行き来することが可能な限り少なくなるよう、利便性に配慮した選定を行います。

そのため、部をまたいで個別の課を選び出して移転させるのではなく、可能な限り部単位など、一定のまとまりを持った単位での移転を基本方針とします。

4 民間ビルの借用について

今回の区役所改革の取組により、総合支所の一部に空きスペースが生じることから、当該スペースを活用した一部の課の移転も行いますが、区民等の来訪者のサービスの低下させないことを前提とすると、部単位など大きな規模での執務環境の移転が必要であり、総合支所の空きスペースだけで対応することはできません。

新たな土地を取得して建物を建築する場合は、計画、設計、建設に長期間を要するうえ、費用対効果の面でも課題があります。例えば、土地を取得する費用にしても、参考に港区役所近隣の公示地価格から、土地価格を推定すると約60億円になります。

また、現状では、区有施設を建設できる一定規模の土地を取得すること自体が困難な状況にあります。

加えて、生成AIなどのDX技術の進展により、10年後、20年後に必要な職員数の見通しも不透明であることなどから、建物の新築には大きなリスクが伴います。

こうした状況を踏まえ、初期投資を抑えつつ、契約期間や規模の調整が柔軟に行えるため、将来的な職員数の変動にも対応しやすい利点のある民間ビルを借用し、移転する組織の執務室として活用します。

5 民間ビルの選定基準について

民間ビルを借用することで柔軟な対応が可能になる一方で、区民等が利用する施設として利便性・安全性・快適性を確保するとともに区の業務運営に支障が出ないよう、本庁舎からの距離やコスト面も含めて総合的に判断する必要があります。

このような観点を踏まえ、民間ビルの選定においては、以下の選定基準に基づき検討します。

（1）場所について

区民等の利便性を損なわず、また、業務遂行において本庁舎との円滑な連携・調整を維持する観点から、本庁舎が存する芝地区のうち、本庁舎から徒歩10分圏内に所在する物件を選定対象とします。

（2）区民等の利便性について

区民等が当該ビルに入館する際、執務室までセキュリティゲート等の制約なく自由にアクセスできること、本庁舎の2階以上のフロアと同等の廊下幅を確保できること、また、動線が窮屈にならないよう、柱や壁でフロアが分断されていないなど、区民等にとって使いやすい区画を有する物件を選定対象とします。

（3）職員の働きがいについて

業務効率やモチベーションの向上につながるだけでなく、区民サービスの向上にも寄与するため、単なる業務スペースの確保にとどまらず、そこで働く職員が快適に、日々の業務に前向きにやりがいをもって働ける物件を選定対象とします。

6 予算規模（予定^{※1}）

●令和7年度予算

敷金^{※2} 264,124千円（税込）

●令和8年度予算

初度調弁 433,169千円（税込）

（内装・電源・配線工事、什器購入など）

家賃^{※3} 264,124千円（税込）／年

光熱費等 45,990千円（税込）／年

※1 本費用は、借用する物件の坪数により変動します。

※2 敷金については、賃料×12か月が一般的であるため、当該式により算出しています。賃料については、坪単価額から共益費を減じた額になりますが、共益費については物件ごとに異なるため、現時点では0円として算出しています。

※3 家賃算出の基準となる坪単価額については、三幸エステート株式会社が公表している「市況データ」に示された、本庁舎から徒歩10分に存するエリア（新橋、虎ノ門、浜松町エリア）の大規模ビル（基準階1フロアの面積が200坪以上を有するビル）における令和7年8月時点の平均坪単価額の30,831円（税抜）とします。

7 今後の見通し

民間ビルの借用は、今後10年、20年先に必要となる職員数の見通しが不透明であることに加え、人口増加が見込まれている状況を踏まえ、当面の暫定的な対応と位置づけます。

将来的には、財政負担のない区有施設内に執務室を設けることを目指し、今後も継続的に検討を進めてまいります。

8 スケジュール（予定）

令和7年 11月 総務常任委員会報告

令和7年 11～12月 令和7年港区議会第4回定例会（補正予算）

令和8年 7月 民間ビルへの一部組織移転

令和9年 4月 支所への一部組織移転

3～3.5m²／人

- ・一人幅を狭めるか、窓際等に人を配置するしか、収めることができない。
- ・打ち合わせスペースが置けない。
- ・必要な什器が多いと圧迫感が強い。

地域交通課
(3.4m²/人)



総務課
(3.5m²/人)



防災課
(3.5m²/人)



情報政策課
(3m²/人)



子ども家庭支援部
(2.8m²/人)



4～4.8m²／人

- ・120cmの幅が取れ、人の圧迫感がない。
- ・簡易な打ち合わせスペースが置ける。
- ・レイアウトの自由度がある。
- ・余白があるわけではなく、人員増があった場合は、打ち合わせスペースを削る必要がある。

企画課
(4.3m²/人)



保健福祉課
(4.5m²/人)



人事課
(4.8m²/人)

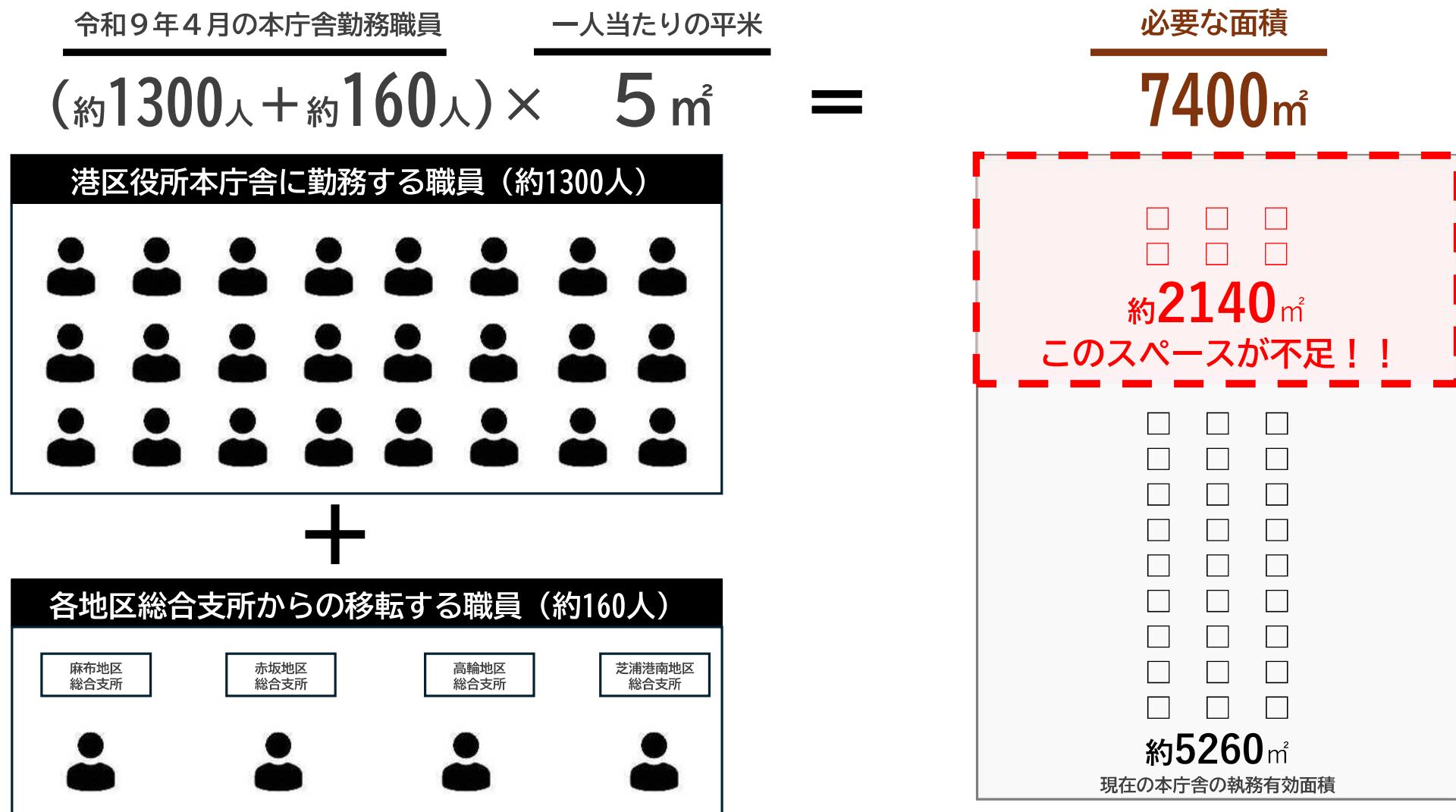


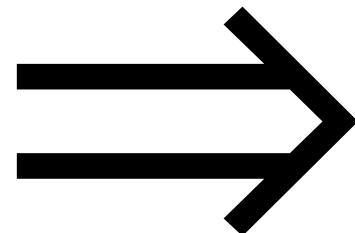
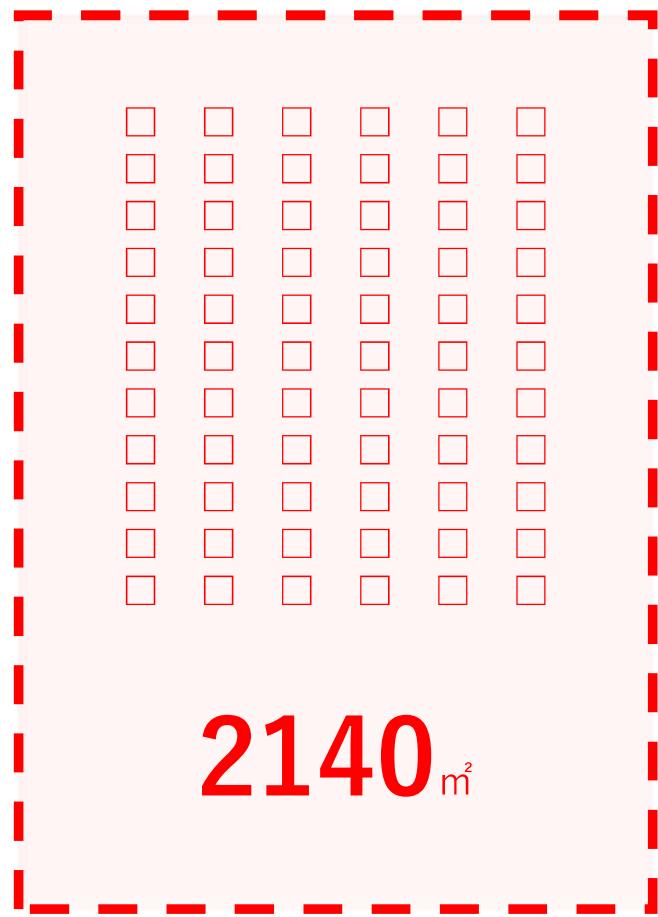
5.0m²／人

- ・レイアウトに自由度が生まれ、業務内容に応じたスペースの確保が可能に！
- ・スペースに余白が生まれ、人員増など突発的な需要にも、必要な機能を削ることなく、対応が可能に！
- ・職員の満足度を高め、離職防止や採用活動にも好影響を与える！



快適で
魅力的な
職場環境へ





約2000 m²を生み出せるように、
また来庁者の利便性の観点から、
部単位で移転

資料一参考資料

【会議録】

会議名	令和7年度第8回行政経営推進委員会
開催日時	令和7年11月12日（水）16時10分から17時00分まで
開催場所	庁議室
委員員	<p>■出席者 (委員長) 野上区役所・デジタル改革担当部長、(副委員長) 湯川総務部長 (委員) 小野口地域振興課長、重富保健福祉課長、鈴木生活衛生課長、西川子ども政策課長、齊藤児童相談課長、伊藤都市計画課課長、佐藤環境課長、相川企画課長、星川区役所改革担当課長、富永区長室長、石川連携協創担当課長、江村財政課長、鈴木学務課長</p> <p>■欠席者 野口芝管理課長、井上防災課長、山越総務課長、土井人事課長、若杉教育長室長</p>
事務局	企画経営部企画課
会議次第	<p>審議事項</p> <p>1 令和8年度港区社会福祉協議会の職員配置について（案） 2 「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の取組に伴う民間ビルに執務室を移転する組織について（案）</p>
会議の結果及び主要な意見（要約）	
(意見者)	<p>(議題1部分前略)</p> <p>2 「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の取組に伴う民間ビルに執務室を移転する組織について（案）</p> <p>～区役所改革担当課長から説明～</p> <p>区長室長 街づくり支援部が主に業者と対応する窓口とはいえ、街づくり支援部で手続きが完結するものではなく、本庁舎に残る部署にも調査のために出向くこともある。適切な案内をされないと、民間ビルと本庁を行き来しないといけない恐れがある。その際に一番被害を受けるのは窓口で対応する職員である。適切な窓口の案内の徹底と、民間ビルから本庁へオンラインで繋ぐ相談体制を敷くなど、民間ビルと本庁を行き来することができないように働きやすい職場づくりへの検討が必要だと考える。</p> <p>区役所改革担当課長 部単位での連携もあるため、街づくり支援部と調整していく。民間ビルで標識をどこまで掲示できるかは、入居の際に管理会社と可能な限り検討していく。民間ビルに移転したことで利便性が下がり、職員が被害を受けないようにしていく。</p>

保健福祉課長	令和8年10月が街づくり支援部の移転、令和9年4月が区役所改革の一環で組織編制を予定されていると思うが、5地区のまちづくり課が本庁に集約になる際の受け皿に支障がないか確認したい。
区役所改革担当課長	街づくり支援部に関しては、令和8年4月から一部集約を予定しているが、役所内の標識が令和8年と令和9年で共存してしまう恐れがあるため、調整が必要であると考えている。レイアウトに関しては、令和9年4月を見据えて検討を進めている。
都市計画課長	<p>①これまで意向調査含め調整してきたが、街づくり支援部の職員には前日にこれまでの経緯を説明した。街づくり支援部の移設に関しては、現在職員から意見を聴取している段階であることを配慮願いたい。これからは街づくり支援部と組合で接触があると思う。</p> <p>②街づくり支援部はこれまで支所機能を持っていなかったため、支所としての運用面についてなど調整が必要なので、今後協力を仰ぎたい。</p>
区役所改革担当課長	人事体制や組織体制については、人事課、企画課とも連携しながら調整していきたい。
生活衛生課長	<p>①P2項番3について、「移転先にゆとりが生まれる場合は、街づくり支援部との親和性が高く、規模的にも移転が可能な部とも移転に向けた調整を検討します。」とあるが、現時点でゆとりが生まれそうかどうか、また移転するのであればどの部を検討しているのか確認したい。</p> <p>②P7の令和9年4月の本庁舎勤務職員×一人あたりの平米=必要な面積を計算しているが、必要な面積は7300m²である。</p>
区役所改革担当課長	<p>①これからレイアウトを敷くことになるが、現時点ではゆとりが出るか否かは確定していない。レイアウトの自由度が高いため、運用面を重視した上でゆとりが出た場合は、都度個別に対応していく。</p> <p>②修正する。</p>
環境課長	街づくり支援部が移転した後に支所職員が本庁に勤務することになると思うが、どうしても紙の削減ができない業務がある。現在でも書庫が足らず、管理に苦労している。支所職員が本庁に勤務することで、どのくらいの紙の資料が増えるのかが分からず、スペースが足りるのか不安である。
区役所改革担当課長	書庫については、地下3階が現状使われていない。止水版の工事が終われば、浸水対策は問題がなくなる。総務課とも書庫の活用については調整している。

都市計画課長	<p>ただ、長期保存文書をどれほど地下3階に持って行けるか検討する必要がある。</p> <p>また、現在は会議室や個別の相談室でスペースが区切られているため、書庫も含め全体のスペースの見直しの中で調整していく。</p> <p>①P1項番2について、「街づくり支援部は、主に事業者を対象としてサービス提供しており」とあるが、区民を対象とした業務がないわけではないので、「区民を対象としたサービスも多くありますが」など資料中に追記してほしい。</p> <p>②同じくP1項番2について、「街づくり支援部が移転する民間ビルと本庁舎との行き来を極力防ぐことが可能です。」の「極力防ぐことが可能です」を「最小限に抑えることができます」など言い回しを検討してほしい。</p> <p>③中野区役所のワークスタイル改革が表彰されたと伺っているが、その事例を参考にしてもよいのでは。</p>
区役所改革担当課長	<p>①②修正する。</p> <p>③中野区役所に執務スペースの視察に行ってきました。1階～3階を除いて全フロアは統一レイアウトで組まれている。</p>
委員長（区役所・デジタル改革担当部長）	<p>中野区役所は、区民は受付までしか行けず、カウンターの後ろが執務スペースとなっている。区民が相談に来ると、要件によって案内人が職員を呼ぶスタイルになっている。相談対応が多い部署はカウンターから近く、少ない部署は遠いレイアウトになっている。区民から距離が遠いという指摘はあるものの、職員は勤務しやすい環境になっていた。</p> <p>ただ、2～3階は港区役所の区民課の窓口のような体制。</p>
副委員長（総務部長）	<p>街づくり支援部の移転に関する合理的な説明がない。160名の職員が本庁に戻ってくる理由もわからない。職員への説明も丁寧に行い、置いてきぼりにならないように。民間ビルの借り上げについても適格性に懸念がある。</p>
区役所改革担当課長	<p>承知した。</p>
委員長（区役所・デジタル改革担当部長）	<p>議会で補正予算が議決されることが前提ではあるが、議会で民間ビルの借用が難しいという判断が下れば、再度練り直す必要がある。本案については、議会の議決が得られるということを停止条件付で了承でよいか。</p>
一同	<p>承知した。</p>

以上

令和7年10月14日

令和7年度第10回庁議日程

(次第)

- 1 「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の取組の骨子案について
約20分 [区役所・デジタル改革担当]
- 2 「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の実施に伴う民間ビルの借用について (案)
約20分 [区役所・デジタル改革担当、総務部]

資料 1

令和7年10月14日
区役所・デジタル改革担当

「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の取組の骨子案について

審議内容

「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の取組の骨子案を決定します。

1 検討経緯

令和7年5月1日の区役所改革会議で、「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の方向性を決定しました。

その後、これまでの「区役所・支所改革」を総括するため、部課長ヒアリングや職員アンケートのほか、「M I N A T O ビジョン策定に向けた区民意識調査」において区役所の利用に係る質問項目を掲載するなど、平成18年度以降の「区役所・支所改革」の成果と課題を分析しました。

また、令和7年5月1日、区役所改革会議の下に区役所改革検討部会を設置し、「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の取組について検討しました。

令和7年7月には、区役所改革会議及び行政経営推進委員会において、中間まとめ（案）を決定しました。

2 「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の取組の骨子案 【別紙1参照】

(1) 基本的考え方

区の人口増加や行政ニーズの複雑化、多様化等に対応しながら、区民サービスの質を向上させる必要があります。こうした背景を受けて、10～20年先を見据えた「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の取組を検討するにあたり、「総合支所制度で充実した区民サービスは原則維持すること」及び「サービス、区民参画・協働の拠点としての機能は維持すること」を共通する基本的考え方とします。その基本的考え方のもと、部署の役割分担を見直し、機能を集約することで、職員の専門性を維持及び強化し続けます。

なお、サービスや区民参画・協働の拠点については、引き続き現在の総合支所庁舎の窓口で提供し、「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の取組後は、地区的窓口として位置づけます。

地区の窓口では、書類の受領や来庁者対応などの一次対応は、これまでと同様に実施します。ケースワークや専門相談などは、必要に応じて本庁での対応やあらかじめ日時を決めて再来庁を求めることがある場合がありますが、円滑で正確かつきめ細かな対応を実現します。このように、本庁と地区の窓口の役割分担を明確にすることで、区民サービスの質を高め、区民満足度の向上を目指します。

(2) 組織の再構築の方向性

平成18年度以降の「区役所・支所改革」の成果と課題を踏まえ、支所の業務分担を以下のとおりとします。なお、支所の組織については、引き続き検討します。

ア 現管理課業務の取扱い

現管理課の業務は、原則、制度・条例所管部等（以下「各部」という。）で対

応します。

ただし、各部での実施に適さない業務（支所の庁舎管理業務など）は再編後の支所の組織で対応します。

イ 現協働推進課業務の取扱い

町会・自治会をはじめとする地域の団体に関わる業務は、引き続き支所の組織で対応し、集約化により専門性の確保や効率化が見込まれるその他の業務を各部で対応します。

地域事業も、各地区の課題に起因することから、引き続き支所の組織で対応します。なお、各部業務とした現協働推進課業務について、引き続き窓口に問合せが来た際は、支所の組織から所管の各部に取り次ぎます。

ウ 現まちづくり課業務の取扱い

現まちづくり課における業務は、各部で対応します。

ただし、各部に所属する職員を地区の窓口に配置し、窓口での対応が必要な業務については、引き続き当該窓口で対応します。

エ 現区民課業務の取扱い

現区民課における保健福祉係及び生活福祉係の業務は、福祉総合窓口を維持しながら、各部で対応します。

職員は各部の所属とし、デジタルツールの活用や福祉総合窓口支援員の機能強化など、様々な工夫を講じることで、サービスの利便性を原則として維持します。

3 職員説明及び業務の整理

令和7年度中に、関係団体及び職員に対し、概要及び趣旨を説明します。特に職員に対しては、説明会を開催し、丁寧に説明します。

令和8年度には、組織体制、職員定数や業務分担など、「将来に向けた持続可能な区役所」実現に向け、具体的な項目を調整します。業務分担に際しては、単なる引き継ぎにとどまらず、未整備の業務マニュアルの作成や複数部署で個別に作成されていた業務マニュアルの標準化等、区役所改革担当が中心となり、業務手順を改めて整理します。

4 予算規模（予定）

業務効率化に向けたB P R支援の業務委託等 150,000千円

5 執務環境における課題

「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の実施に伴い、現在総合支所で勤務する160名相当の職員について、勤務場所が区役所本庁舎に移る予定です。

しかしながら、区役所本庁舎の執務環境は、現状においてもひっ迫した状況にあり、職員の執務スペースを追加で確保することが困難であることが想定されます。

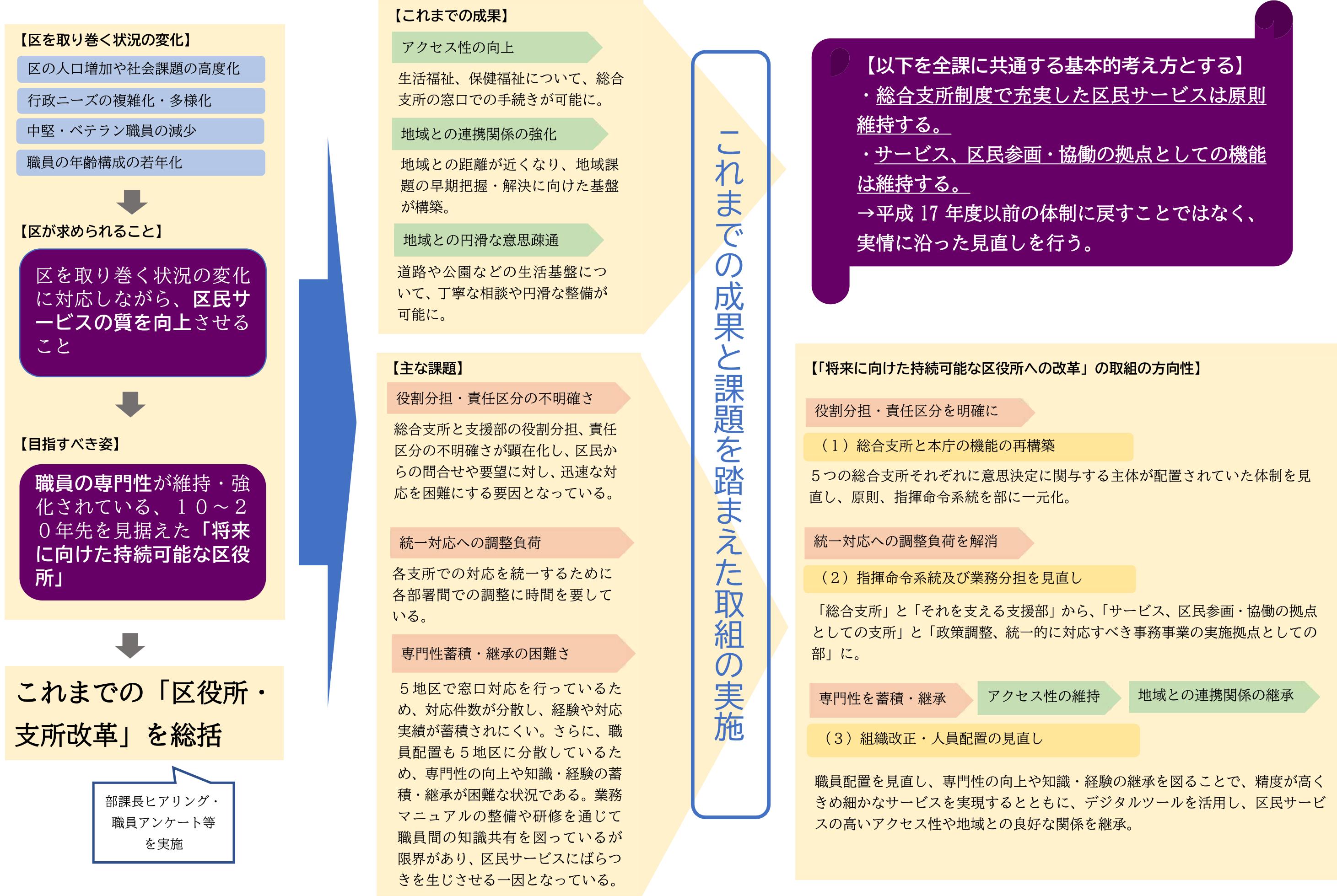
これらを踏まえ、職員が快適に働きやすく、柔軟な働き方が可能となる執務環境を実現するためには、区役所本庁舎以外の民間ビルの一部借用を視野に入れた執務スペースの確保が喫緊の課題です。また、総合支所で新たに創出されたスペースについても、有効活用策を検討します。

6 スケジュール（予定）

令和7年	10月	DX推進・行財政等対策特別委員会報告
令和7年	11月～	関係団体向け説明実施、職員向け一斉説明会開催 区役所改革会議、行政経営推進委員会、庁議、DX 推進・行財政等対策特別委員会報告 （「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の取組 の決定）
令和9年	4月	見直しを行う具体的業務分担等の調整 新体制による業務開始

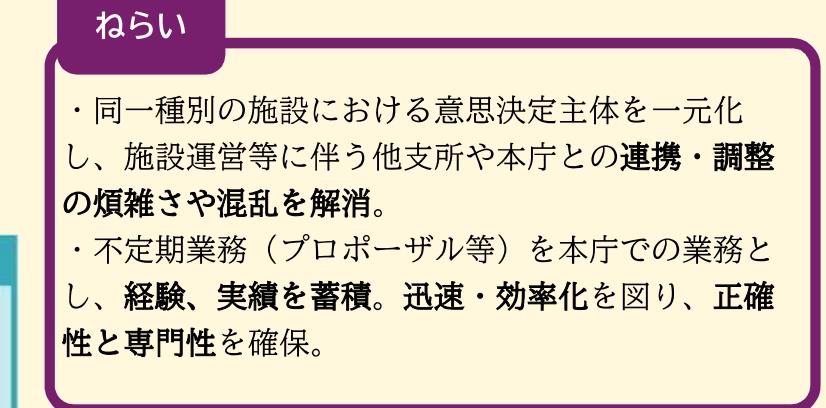
「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の取組の骨子案

別紙1

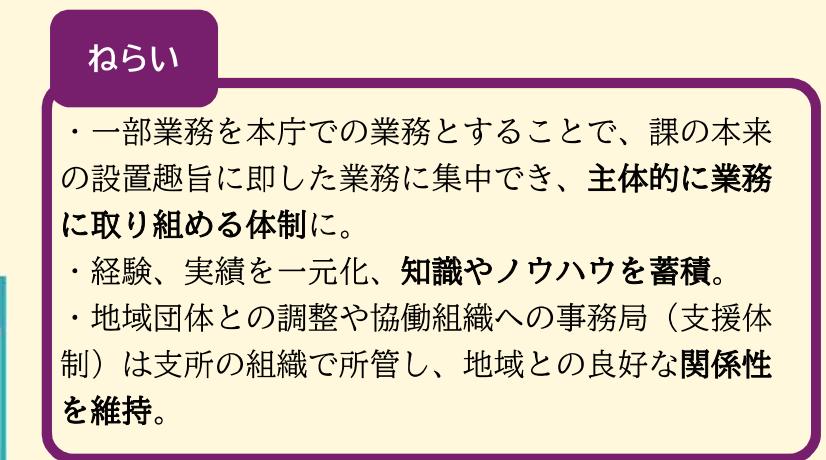


【現行の支所の組織図、今後の支所の組織図と見直しのねらい】

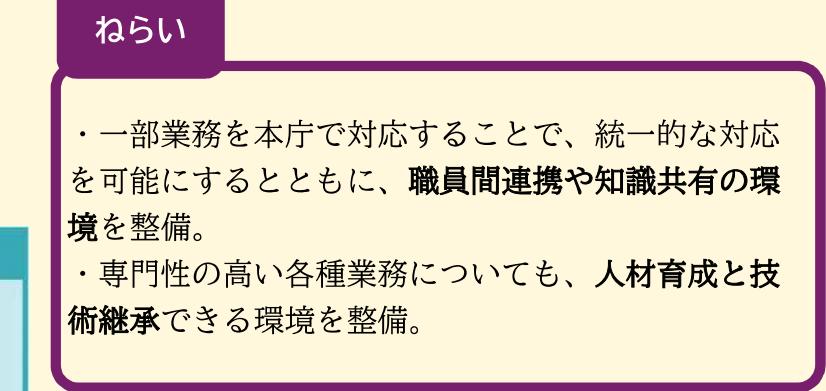
管理課



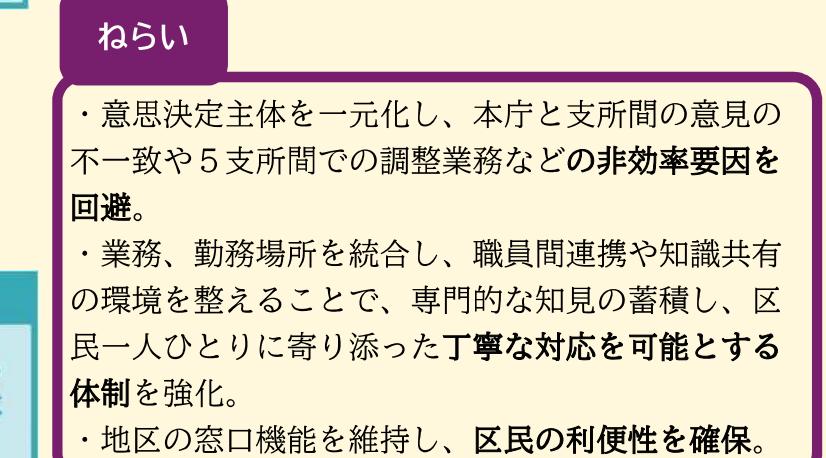
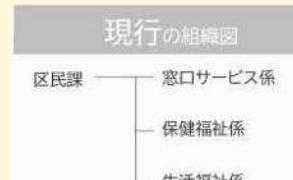
協働推進課



まちづくり課



区民課



【改革後のサービス提供体制（案）】

凡例

水色：現在、支所の窓口で対応しているもののうち、引き続き地区の窓口で対応するもの

黄色：現在、支所の窓口で対応しているもののうち、各部で対応するもの

区民サービスの利便性を原則維持しつつ、質を向上させることで、区民満足度の向上を図ります。

町会・自治会

- 町会・自治会活動支援全般→引き続き地区の窓口で対応

コミュニティ活動

- 地域事業 → 引き続き地区の窓口で対応

動物愛護

- 地域猫の去勢・不妊手術費用助成
- 地域猫、犬に関する対応
- ハクビシン、アライグマ等の対応

保健所、
本庁で対応

※従来通り、地区の窓口への来庁者から申請書の提出や相談があった場合は、地区の窓口の職員が書類の受領や所管部署への引き継ぎ対応を行う。
○保健所、本庁で一括対応することで、関係部署間の調整が不要となり、より丁寧かつ的確な対応を可能とする。

防災

- 帰宅困難者対策
- 地域防災協議会

引き続き地区の窓口で対応

環境

- 安全環境美化推進協議会の運営
- クリーンアップキャンペーン
- 路上喫煙等に関する対応
- 公害防止指導に関する対応

引き続き地区の窓口で対応
本庁で対応

※従来通り、地区の窓口への来庁者からの相談は、地区の窓口の職員が聞き取り、所管の部署に引き継ぐ。

○対応経験の蓄積が必要な業務は、本庁で一括対応することで、より正確な対応を可能とする。

福祉

高齢者や障害のある方への支援や、保健衛生事業、生活福祉分野等について、受付や交付機能は原則地区の窓口に機能を配置する。

- 各種高齢者福祉サービス
- 難病等医療費助成などの申請受付
- 母子健康手帳の交付
- 障害や生活保護分野に係る

引き続き
地区の窓口で対応

等
ケースワーク
本庁で対応

○相談内容が多岐にわたっており複雑であるため、本庁で一括対応することで区民サービスの質の向上を図る。

まちづくり

- 放置自転車対策
- まちづくり相談
- 町会等の占用許可申請
- 公園、運河沿緑地等整備
- 道路や橋りょうの整備
- 電線共同溝整備

引き続き
地区の窓口で対応

本庁で対応

○専門性の高い業務を本庁の部に一元化し、業務効率化により職員の負担軽減を図りながら、専門的知識・技術をさらに向上させる。

子ども

- 保育園の入所相談、申込受付
- 児童手当
- 保育園、港区保育室などの施設管理運営
- 学童クラブ等の事業運営

引き続き
地区の窓口で対応

本庁で対応

○同一種別の施設の担当部署を一元化し、経験を集約することで、事務の更なる統一化・効率化を図る。

その他

- 後援名簿等使用許可→引き続き地区の窓口で対応
- 区民センター、区民協働スペースの管理運営
→ 本庁で対応

○同一種別の施設の担当部署を一元化し、経験を集約することで、事務の統一化・効率化を図る。

令和7年10月14日
区役所・デジタル改革担当
総務部

「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の実施に伴う 民間ビルの借用について（案）

審議内容

「将来に向けた持続可能な区役所への改革」実施に伴う、指揮命令系統の一元化及び業務集約により、現在総合支所に勤務する一部の職員の勤務場所が本庁舎に移ることを踏まえ、民間ビルの一部区画を借用します。

1 区役所本庁舎の現状・課題

「将来に向けた持続可能な区役所」の実施に伴う、支所における業務の指揮命令系統の一元化及び業務集約により、現在総合支所で勤務する約160名程度の職員が勤務場所を本庁舎へ移す予定ですが、現状、本庁舎にその人数を受け入れる余裕はありません。

さらに、区役所支所改革以前と比較して、会計年度職員や委託職員の増加により、本庁舎で働く職員は増加しており、現在では、全体で約1,300人の職員が勤務しています。その区役所本庁舎の執務環境は、個室の会議室や廊下、トイレなどの共用部、また、機械設備等を除いた一人当たりの執務スペースの気積は、事務所衛生基準規則第2章第2条（以下「衛基則2章2条」という。）で定める「一人当たり十立方メートルの気積（本庁舎でいうと約4m²／人の面積が必要）」を最低限満たしているだけの状態です。

特に、子ども家庭支援部や教育委員会など、一部の部署では、衛基則2章2条で定められた気積の確保が困難な状況にあります。

こうした状況を受けて、本年9月に実施したアンケートにおいても、「満足している」または「やや満足している」と答えた職員は、約25パーセントに留まりました。自由記述では『執務机や通路が狭い』、『会議室が不足している』、『気軽に職員同士で話せる場所がない』、『執務室と廊下が近接しており集中して業務にあたれない』、『植物を置くなど、リラックスできる環境を作ってほしい』などといった多くの声が寄せられています。

これらを踏まえると、本庁舎内のスペースを生み出す必要があり、そのためには、本庁舎内的一部組織を外部施設へ移転させる必要があります。

2 必要な面積について

職員が執務環境に満足して働くことは、業務効率化やモチベーションの向上、また、定着率向上につながり、結果として区民サービスの向上にも寄与します。

また、公務員志望者が減少傾向にある中で、庁舎の魅力が採用活動に与える影響も無視できません。快適で魅力的な職場環境は、区のイメージアップに貢献するとともに、他自治体との比較においても優位性を確保する要素となります。

そのため、衛基則2章2条に定められた最低基準を満たすだけでなく、職員が快適に勤務できる環境で、働きやすく、柔軟な働き方が可能となる空間整備を進めま

す。

空間整備にあたっては、区役所の執務環境は、一般的なオフィスと比べて書庫等の什器が多く、実際の業務として利用できる床面積が制限されることから、一人当たりの面積は4m²より広くなります。

このため、一人当たりに必要な面積を5m²（気積12.5m³）とした場合に必要となる執務有効スペースの面積と、現状の本庁舎の執務有効スペースの面積との差分として、約2,140m²（本庁舎約2フロア半）の面積を確保する必要があります。

3 移転する組織の選定方針について

移転する組織の選定にあたっては、これまで当該組織の窓口を利用する区民等が本庁舎と移転先を行き来することが可能な限り少なくなるよう、利便性に配慮した選定を行います。

そのため、部をまたいで個別の課を選び出して移転させるのではなく、可能な限り部単位など、一定のまとまりを持った単位での移転を基本方針とします。

4 民間ビルの借用について

今回の区役所改革の取組により、総合支所の一部に空きスペースが生じることから、当該スペースを活用した一部の課の移転も行いますが、区民等の来訪者のサービスの低下をさせないことを前提とすると、部単位など大きな規模での執務環境の移転が必要であり、総合支所の空きスペースだけで対応することはできません。

新たな土地を取得して建物を建築する場合は、計画、設計、建設に長期間を要するうえ、費用対効果の面でも課題があります。

また、現状では、区有施設を建設できる一定規模の土地を取得すること自体が困難な状況にあります。

加えて、生成AIなどのDX技術の進展により、10年後、20年後に必要な職員数の見通しも不透明であることなどから、建物の新築には大きなリスクが伴います。

こうした状況を踏まえ、初期投資を抑えつつ、契約期間や規模の調整が柔軟に行えるため、将来的な職員数の変動にも対応しやすい利点のある民間ビルを借用し、移転する組織の執務室として活用します。

5 民間ビルの選定基準について

民間ビルを借用することで柔軟な対応が可能になる一方で、区民等が利用する施設として利便性・安全性・快適性を確保するとともに区の業務運営に支障が出ないよう、本庁舎からの距離やコスト面も含めて総合的に判断する必要があります。

このような観点を踏まえ、民間ビルの選定においては、以下の選定基準に基づき検討します。

（1）場所について

区民等の利便性を損なわず、また、業務遂行において本庁舎との円滑な連携・調整を維持する観点から、本庁舎が存する芝地区のうち、本庁舎から徒歩10分圏内に所在する物件を選定対象とします。

（2）区民等の利便性について

区民等が当該ビルに入館する際、執務室までセキュリティゲート等の制約なく自由にアクセスできること、本庁舎の2階以上のフロアと同等の廊下幅を確保できること、また、動線が窮屈にならないよう、柱や壁でフロアが分断されていないなど、区民等にとって使いやすい区画を有する物件を選定対象とします。

（3）職員の働きがいについて

業務効率やモチベーションの向上につながるだけでなく、区民サービスの向上にも寄与するため、単なる業務スペースの確保にとどまらず、そこで働く職員が快適に、日々の業務に前向きにやりがいをもって働ける物件を選定対象とします。

6 予算規模（予定^{※1}）

●令和7年度予算

敷金^{※2} 264,124千円（税込）

●令和8年度予算

初度調弁 433,169千円（税込）

（内装・電源・配線工事、什器購入など）

家賃^{※3} 264,124千円（税込）／年

光熱費等 45,990千円（税込）／年

※1 本費用は、借用する物件の坪数により変動します。

※2 敷金については、賃料×12か月が一般的であるため、当該式により算出しています。賃料については、坪単価額から共益費を減じた額になりますが、共益費については物件ごとに異なるため、現時点では0円として算出しています。

※3 家賃算出の基準となる坪単価額については、三幸エステート株式会社が公表している「市況データ」に示された、本庁舎から徒歩10分に存するエリア（新橋、虎ノ門、浜松町エリア）の大規模ビル（基準階1フロアの面積が200坪以上を有するビル）における令和7年8月時点の平均坪単価額の30,831円（税抜）とします。

7 今後の見通し

民間ビルの借用は、今後10年、20年先に必要となる職員数の見通しが不透明であることに加え、人口増加が見込まれている状況を踏まえ、当面の暫定的な対応と位置づけます。

将来的には、財政負担のない区有施設内に執務室を設けることを目指し、今後も継続的に検討を進めてまいります。

8 スケジュール（予定）

令和7年 11月 総務常任委員会報告

令和7年 11～12月 令和7年港区議会第4回定例会（補正予算）

令和8年 7月 民間ビルへの一部組織移転

庁議名	令和7年度第10回庁議
開催日	令和7年10月14日(火) 午前10時から11時まで
庁議構成員	<p>〔出席者〕</p> <p>清家区長、大澤副区長、野澤副区長、新宮教育長、横尾・芝地区総合支所長（文化芸術事業連携担当部長兼務）、太田・麻布地区総合支所長（環境リサイクル支援部長兼務）、荒川・赤坂地区総合支所長（保健福祉支援部長兼務）、白井・高輪地区総合支所長（産業・地域振興支援部長兼務）、野上・芝浦港南地区総合支所長（企画経営部長兼務、区役所・デジタル改革担当部長兼務）、笠松・みなと保健所長、中島・子ども家庭支援部長、岡野・児童相談所長、富田・街づくり支援部長、岩崎・街づくり事業担当部長、大森・用地・施設活用担当部長、佐藤・防災危機管理室長、湯川・総務部長、西川・会計管理者、佐々木・教育推進部長、茂木・学校教育部長、相川・企画課長、富永・区長室長、江村・財政課長、山越・総務課長、土井・人事課長</p> <p>〔欠席者〕</p> <p>なし</p>
案件担当課長	星川・区役所改革担当課長
事務局	企画課企画担当
庁議事項	<p>(審議事項)</p> <p>①「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の取組の骨子案について 〔区役所・デジタル改革担当〕</p> <p>②「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の実施に伴う民間ビルの借用について(案) 〔区役所・デジタル改革担当、総務部〕</p>
(主なやりとり)	<p>○「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の取組の骨子案について 野上・区役所・デジタル改革担当部長から資料に沿って説明があり、審議の後、了承された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 役割分担の不明確さとは、どのようなことを指しているのか。 総合支所と支援部に組織を分け、取組を進めてきた中で、役割分担の不明確さが出てきているという状況がある。 職員への周知について、徹底すること。 ご指摘のとおり、職員に対しての周知は徹底して行っていく。 大枠の方向性について異論は無いが、今後、細かな調整が生じた際は、柔軟に対応すること。 ご指摘のとおり対応する。 具体的な業務分担等の調整については、早めに進めてほしい。職員にも準備する時間が必要であると考える。 ご指摘のとおり、対応する。 本議題については、了承とする。
湯川部長	
野上部長	
湯川部長	
野上部長	
新宮教育長	
野上部長	
中島部長	
野上部長	
区長	

	<p>○「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の実施に伴う民間ビルの借用について（案）</p> <p>野上・区役所・デジタル改革担当部長から資料に沿って説明があり、審議の後、了承された。</p>
大森部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員移転後の総合支所の余剰の活用について、検討内容を教えてほしい。
野上部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合支所の余剰については、サービス拠点として本庁の職員が勤務することもありうるが、組織が点在しても、区民の利便性が下がると考えている。
大澤副区長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利便性などの要素に加え、安全性も庁舎には求められるため、検討要素に加えること。
野上部長 区長	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘のとおり対応する。 ・ 本議題については、了承とする。

(以上)

行政経営推進委員会

(令和7年度 第5回)

日時：令和7年10月1日(水曜日)

9時20分から10時20分まで

会場：庁議室

議題

- 1 「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の取組の今後の展望等について（案）
(区役所改革担当)
- 2 新たなカスタマーハラスメント対策について（案）
(区役所改革担当)
- 3 一般財団法人港区国際交流協会への区の財政支援について（案）
(国際化・文化芸術担当)

資料(審議)1

令和7年10月1日
区役所改革担当

「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の取組の今後の展望等について（案）

審議内容

「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の取組の今後の展望を決定します。また、取組に伴い、民間ビルを区画賃借し、一部組織を本庁舎外に移転させるとともに、職員の働きやすい職場づくりに向けた取組を行います。

1 検討経緯

これまでの「区役所・支所改革」の総括として、部課長ヒアリングや職員アンケートのほか、「MINATOビジョン策定に向けた区民意識調査」において区役所の利用に係る質問項目を掲載し、平成18年度以降の「区役所・支所改革」の成果と課題を分析しました。

また、令和7年5月1日、区役所改革会議の下に区役所改革検討部会に設置し、5月27日、6月6日、7月15日、9月3日と4回にわたり「将来に向けた持続可能な区役所」実現に向けた取組について検討しました。

令和7年7月には、区役所改革会議（7月25日開催）及び行政経営推進委員会（7月31日開催）において中間とりまとめ（案）を提出し、取組の方向性を決定しました。

2 改革の全体像 ※別紙1参照

行政ニーズの複雑化、多様化等に対応しながら、区民サービスの質を向上させるためには、部署の役割分担を見直し、機能を集約することで、職員の専門性を維持・強化し続ける必要があります。こうした背景を受けて、10～20年先を見据えた「将来に向けた持続可能な区役所」実現に向けた取組を検討するにあたっては、「総合支所制度で充実した区民サービスは原則維持すること」及び「サービス、区民参画・協働の拠点としての機能は維持すること」を全課共通する基本的な考え方とします。なお、サービス、区民参画・協働の拠点については、引き続き現在の総合支所庁舎の窓口で提供することとし、区役所改革後の取組後は、地区の窓口として位置づけることとします。

3 今後の展望

（1）組織の再構築の方向性について ※別紙2参照

平成18年度以降の「区役所・支所改革」の成果と課題を踏まえ、区民サービスの利便性を原則維持しつつ、質を向上させ、区民満足度の向上を図ることを目指し、支所の組織を以下のとおりとします。

ア 現管理課業務の取扱い

現管理課の業務は、原則、制度・条例所管部等（以下「各部」という。）で対応します。ただし、各部での実施に適さない業務（支所の庁舎管理業務など）は再編後の支所組織で対応します。

イ 現協働推進課業務の取扱い

町会・自治会をはじめとする地域の団体に関わる業務を協働推進課で行い、集約化により専門性の確保や効率化が見込まれるそれ以外の業務を各部で対応します。地域事業は、各地区特有の課題に起因するものであることから、引き続き協働推進課で対応します。なお、各部業務とした現協働推進課業務について、引き続き窓口に問合せが来た際は、協働推進課から所管の各部に取り次ぎます。

ウ 現まちづくり課業務の取扱い

現まちづくり課における業務は、各部で対応します。ただし、各部に所属する職員を地区の窓口に配置し、窓口での対応が必要な業務については、引き続き当該窓口で対応します。

エ 現区民課業務の取扱い

現区民課における保健福祉係及び生活福祉係の業務は、福祉総合窓口を維持しながら、各部で対応します。職員は各部の所属としながらも、デジタルツールの活用や福祉総合窓口支援員の機能強化など、さまざまな工夫を講じることで、サービスの利便性を原則として維持します。

(2) 職員説明及び業務の整理

令和7年度中に、関係団体及び職員に対し、概要、趣旨を説明します。特に職員に対しては、説明会を開催し、丁寧に説明します。

令和8年度には、組織体制、職員定数や業務の移管など、「将来に向けた持続可能な区役所」実現に向け、具体的な項目を調整します。業務の移管に際しては、単なる引継ぎにとどまらず、未整備の業務マニュアルを新規作成する、複数部署で個別に作成されていた業務マニュアルを標準化する等、区役所改革担当が中心となり、業務手順を改めて整理します。

4 一部組織の本庁舎外の移転、民間ビルの区画賃借及び職員の働きやすい職場づくりに向けた取組について

「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の取組の方向性を踏まえるとともに改革の実効性をより高めるため、以下のとおり、一部組織の本庁舎外の移転、民間ビルの区画賃借及び職員の働きやすい職場づくりに向けた取組を行います。

(1) 一部組織の本庁舎外の移転、民間ビルの区画賃借について

ア 課題

支所における業務の指揮命令系統が一元化されることにより、業務だけでなく現在の総合支所で勤務する職員のうち約150名程度の勤務場所が本庁舎へ移ります。

一方で、事務所衛生基準規則第2章第2条では「一人当たり十立方メートルの気積」を確保することが定められていますが、現時点ではほとんどの部署で確保されていません。今後新たに150名程度の職員を本庁舎内に受け入れることは、執務環境スペースの観点から非常に困難です。

こうした状況を踏まえ、150名程度分の勤務スペースを新たに確保するために、本庁舎内的一部組織を外部施設へ移転することが必要です。

イ 方向性

本庁舎組織の移転先については、総合支所から本庁舎への職員移転により生

まれるスペースを活用するとともに、民間ビルの区画を賃借し活用します。

(ア) 理由

本庁舎組織の移転にあたっては、可能な限り新たな財政支出を避ける観点から、総合支所の空きスペースの活用を検討しました。

しかしながら、今回の改革では、特に福祉系職場において多くの職員が本庁舎に移ります。現状、本庁舎の福祉系職場においては、一人当たりの気積が10m²を下回っている状態で、さらに勤務人数を追加することはできません。

また、区民サービスを考慮すると、本庁舎内に転々とした種地を確保して、転々と勤務するのではなく、基本的には一つのフロアで対応をする必要があり、大規模な移転が必要です。

総合支所の空きスペースについても、課の移転を検討しているところではあります。が、今回の移転規模を総合支所の空きスペースだけでは対応しきることはできないため、民間ビルの一部区画を賃借し、移転対象組織の執務室として使用します。

(イ) 賃借する民間ビルの選定

民間ビルの選定にあたっては、以下の点を条件とします。

① 場所について

サービス提供対象者の利便性を損なわず、また、業務遂行において府内外との円滑な連携・調整を維持する観点から、本庁舎が存する芝地区のうち、本庁舎から徒歩10分圏内に所在する物件を選定対象とします。

② 賃借する区画の坪単価額の上限について

賃料算出の基準となる坪単価額の上限については、21,000円(税抜)を上限とします。

三幸エストート株式会社が公表している「市況データ」に示された、港区の大規模ビル^{※1}における令和7年8月時点の平均坪単価は29,806円(税抜)となっておりますが、麻布台ヒルズや虎ノ門ヒルズなど、築が浅くかつ高級なビルディングなど全ての物件が分母に計上されているため、行政機関が賃借するビルの坪単価上限として設定するのは好ましくありません。

このため、平成26年度および平成27年度に教育センターの執務室として民間ビルを借り上げた際の坪単価平均(17,500円・税抜)に、当該データに基づく平成26年度から令和7年度までの坪単価平均額の上昇率(約120%)を乗じた21,000円(税抜)を上限とします。

※1 基準階1フロアの面積が200坪以上を有するビル

③ 区民等の利便性について

本区画については本庁舎の代替場所となることから、区民等の利便性が十分に確保できる物件を選定対象とします。

例えば、区民などの来訪者が当該ビルに入館する際、執務フロアまでセキュリティゲート等の制約なく自由にアクセスできることや、執務室内についても本庁舎の2階以上のフロアと同等の廊下を確保すること、

また、執務室空間を含めて動線が窮屈にならないよう、柱や壁でフロアが分断されていないなど、使いやすい区画を有する物件を選定対象とします。

④ その他

民間ビルの借上げはあくまで暫定的な対応とし、将来的には財政負担のない区有施設内に執務室を設けることを目指して、継続的に検討を進めてまいります。

(2) 職員の働きやすい職場づくりに向けた取組について

ア 課題

項番5（1）で述べたとおり、現時点ではほとんどの部署で、事務所衛生基準規則第2章第2条に定められている「一人当たり十立方メートルの気積」を満たしていない状況です。

また、本改革に伴い実施した全職員を対象にしたアンケートなどの結果から、執務環境の狭あいさによる執務環境の悪化はもちろん、絶対的な会議室不足と利用効率の悪さに加えて、集中したいときや気分を変えたいときに選ぶ場所がなく、多様な働き方にも対応できていないといった状況が生じています。

イ 方向性

150名程度の人の入れ替えが発生するこの機を好機と捉え、会議の円滑な実施を含めた快適な執務環境の確保と最新のワークスタイルの考え方を取り入れた多様な働き方を行える環境を新たに用意し、「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の実効性をより高めるため、本庁舎執務空間を再構築します。

ウ 取組

イの方向性を踏まえ、以下の取組を行います。

① ユニバーサルなデザインで快適な執務環境の構築

庁舎内のフロア入替、また、執務スペースを分断しているパーテーション撤去、会議室などの解体により、可能な限りフロアをフラットな状態にするとともに、フロアレイアウトを可能な限りパターンごとに共通化することで、執務環境の確保、十分な気積確保につなげます。

② 本庁舎内の全会議室を全職員利用可能な会議室に転換

半密閉型の打ち合わせスペースを各所に設けるとともに、①により、会議室がなくなる部があることも踏まえ、従来の個室会議室を部管理から一体管理に切り替え、様々バリエーションの中から会議室を選択でき、効率的に会議を実施できるようにします。

③ 新たな働き方実現に向けたスペースの設置

打合せ・集中作業・オンライン会議などを快適に行えて、また、リラックスできる雰囲気で気分転換や発想の場としても活用できる、職員専用の「サテライトスペース」を設置し、業務内容や気分に合わせて、場所や執務機能を自由に選択できるという働き場を提供します。

5 予算規模（予定）

(1) 業務効率化に向けたB P R支援の業務委託 150, 000千円
(2) 民間ビルの賃借、本庁舎レイアウトの見直しに関する経費

1, 304, 749千円

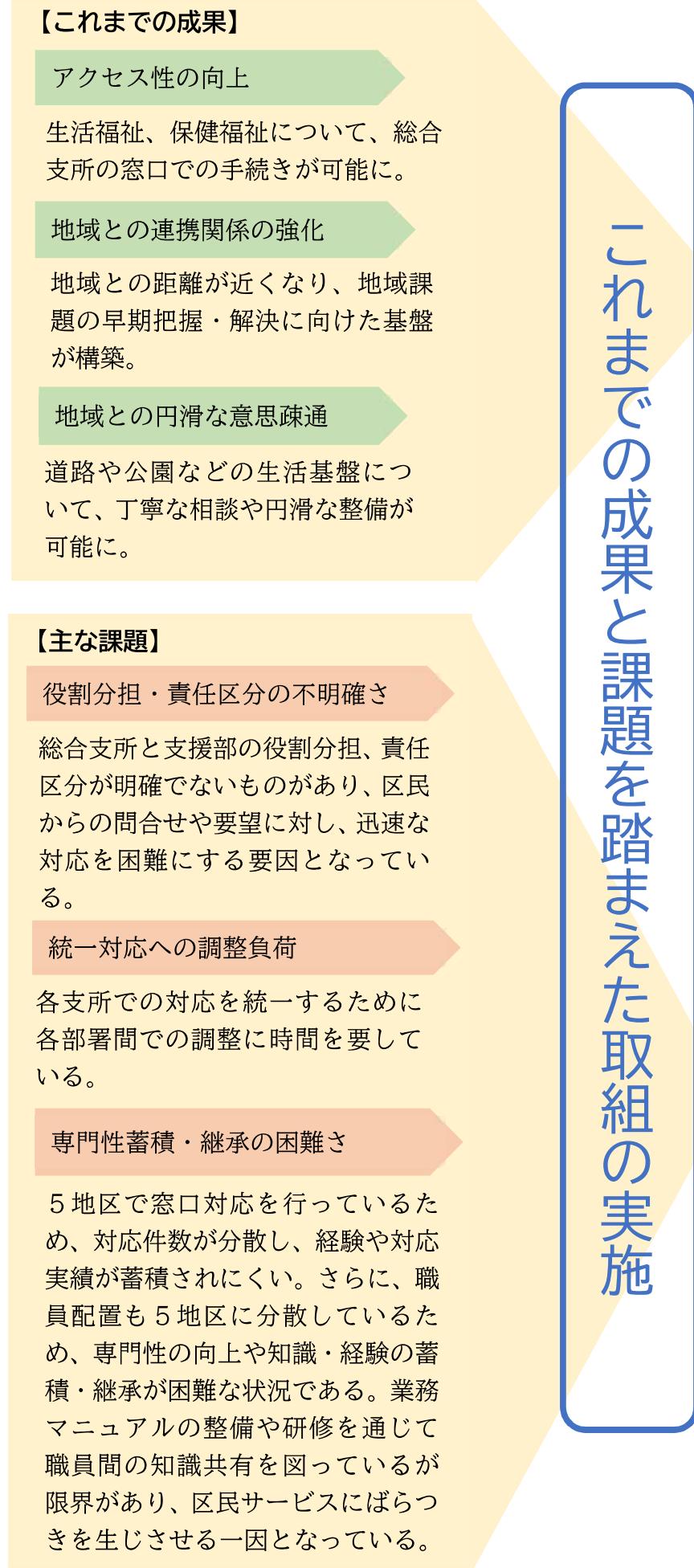
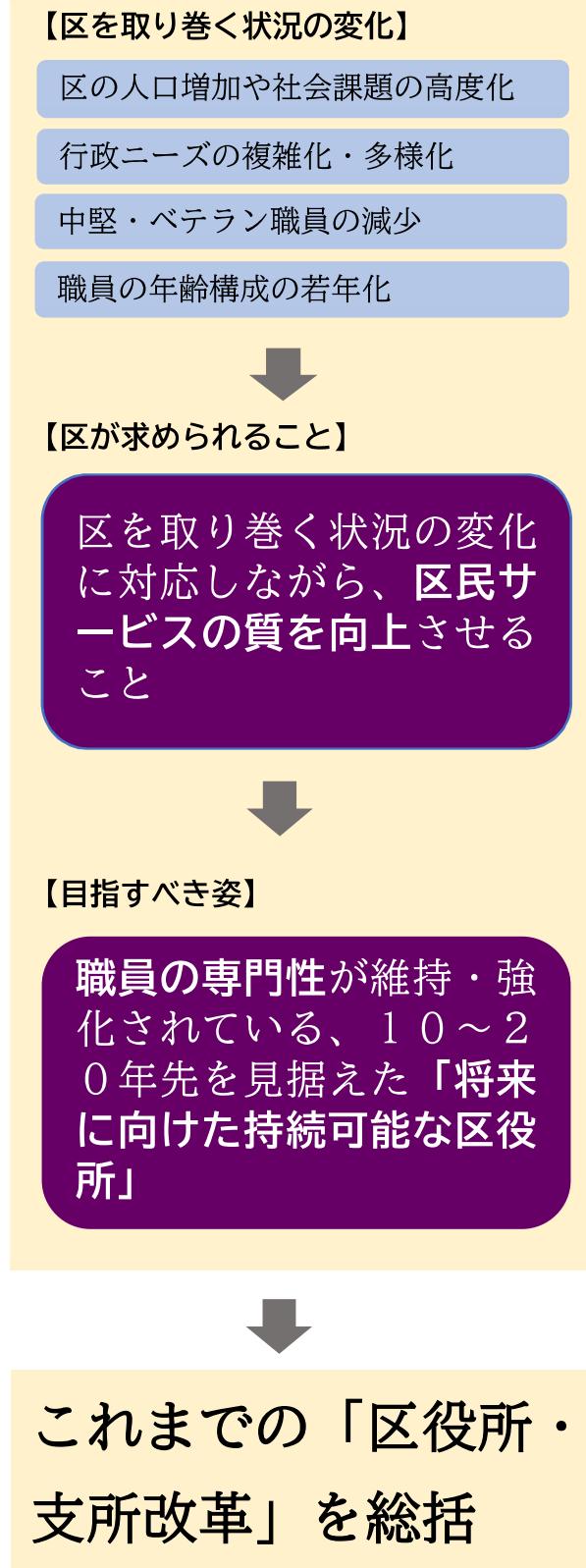
内訳)

- ・民間ビル賃借にかかる敷金及び60ヶ月分の家賃の支払 589, 907千円
(令和7年度第4回定例会補正予算、債務負担行為)
- ・民間ビルの区画のフロア工事等 301, 642千円
- ・本庁舎のフロアレイアウト見直し等 416, 200千円

6 スケジュール

令和7年9～10月	府議 DX推進・行財政等対策特別委員会報告
令和7年11～12月	関係団体、職員向け説明会 区役所改革会議、行政経営推進委員会、府議 (「令和9年度に向けた区役所改革の取組」の決定) 令和7年度港区議会第4回定例会（補正予算）
令和8年 1月	DX推進・行財政等対策特別委員会報告（「令和9年度に向けた区役所改革の取組」について）
4月～	見直しを行う具体的業務の移管等の調整 民間ビルへの一部組織移転（7月ごろ予定） フロアレイアウト見直し（7月以降順次）
令和9年 4月	見直しの実施 支所への一部組織移転

改革の全体像



【以下を全課に共通する基本的考え方とする】

- ・総合支所制度で充実した区民サービスは原則維持する。
- ・サービス、区民参画・協働の拠点としての機能は維持する。

→平成17年度以前の体制に戻すことではなく、実情に沿った見直しを行う。

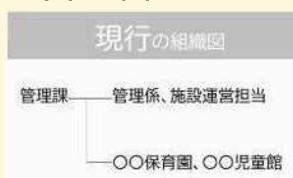
「将来に向けた持続可能な区役所」実現に向けた取組の方向性

- 役割分担・責任区分を明確に
- (1) 総合支所と本庁の機能の再構築
5つの総合支所それぞれに意思決定に関与する主体が配置されていた体制を見直し、原則、指揮命令系統を部に一元化。
 - (2) 指揮命令系統及び業務分担を見直し
「総合支所」と「それを支える支援部」から、「サービス・コミュニティの拠点としての支所」と「政策調整、統一的に対応すべき事務事業の実施拠点としての部」に。
 - (3) 組織改正・人員配置の見直し
職員配置を見直し、専門性の向上や知識・経験の継承を図ることで、精度が高くきめ細かなサービスを実現するとともに、デジタルツールを活用し、区民サービスの高いアクセス性や地域との良好な関係を継承。

今後の展望

【現行の支所組織図、今後の支所組織図と見直しのねらい】

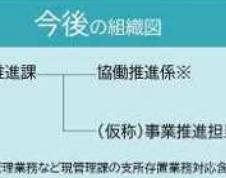
管理課



ねらい

- 同一種別の施設における意思決定主体を一元化し、施設運営等に伴う他支所や本庁との連携・調整の煩雑さや混乱を解消。
- 不定期業務（プロポーザル等）を本庁での業務とし、経験、実績を蓄積。迅速・効率化を図り、正確性と専門性を確保。

協働推進課



ねらい

- 一部業務を本庁での業務とすることで、課の本来の設置趣旨に即した業務に集中でき、**主体的に業務に取り組める体制**に。
- 経験、実績を一元化、**知識やノウハウを蓄積**。
- 地域団体との調整や協働組織への事務局（支援体制）は協働推進課で所管し、地域との良好な**関係性を維持**。

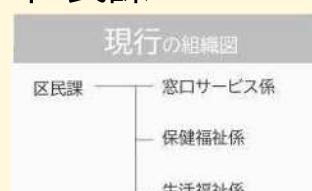
まちづくり課



ねらい

- 一部業務を本庁で対応することで、統一的な対応を可能にするとともに、**職員間連携や知識共有の環境を整備**。
- 専門性の高い各種業務についても、**人材育成と技術継承できる環境を整備**。

区民課



ねらい

- 意思決定主体を一元化し、本庁と支所間の意見の不一致や5支所間での調整業務などの**非効率要因を回避**。
- 業務、勤務場所を統合し、職員間連携や知識共有の環境を整えることで、専門的な知見の蓄積し、区民一人ひとりに寄り添った**丁寧な対応を可能とする体制を強化**。
- 地区の窓口機能を維持し、区民の利便性を確保。

【改革後のサービス提供体制（案）】

町会・自治会

- 町会・自治会活動支援全般→引き続き地区の窓口で対応

コミュニティ活動

- 地域事業 → 引き続き地区の窓口で対応

動物愛護

- 地域猫の去勢・不妊手術費用助成
- 地域猫、犬に関する対応
- ハクビシン、アライグマ等の対応

保健所、
本庁で対応

※従来通り、地区の窓口への来庁者から申請書の提出や相談があった場合は、地区の窓口の職員が書類の受領や所管部署への引き継ぎ対応を行う。
○保健所、本庁で一括対応することで、関係部署間の調整が不要となり、より丁寧かつ的確な対応を可能とする。

防災

- 帰宅困難者対策
- 地域防災協議会

引き続き地区の窓口で対応

環境

- 安全環境美化推進協議会の運営
- クリーンアップキャンペーン
- 路上喫煙等に関する対応
- 公害防止指導に関する対応

窓口で対応

本庁で
対応

※従来通り、地区の窓口への来庁者からの相談は、支所窓口の職員が聞き取り、所管の部署に引き継ぐ。
○対応経験の蓄積が必要な業務は、本庁で一括対応することで、より正確な対応を可能とする。

福祉

高齢者や障害のある方への支援や、保健衛生事業、生活福祉分野等について、受付や交付機能は原則地区の窓口に機能を存置する。

- 各種高齢者福祉サービス
- 難病等医療費助成などの申請受付
- 母子健康手帳の交付
- 障害や生活保護分野に係る

引き続き

地区の窓口で対応

等
ケースワーク
本庁で対応

○相談内容が多岐にわたっており複雑であるため、本庁で一括対応することで区民サービスの質の向上を図る。

まちづくり

- 放置自転車対策
- まちづくり相談
- 町会等の占用許可申請
- 公園、運河沿縁地等整備
- 道路や橋りょうの整備
- 電線共同溝整備

引き続き
地区の窓口で対応

本庁で対応

○専門性の高い業務を本庁の部に一元化し、正確性の向上と業務効率化を図りながら、業務経験の偏りを防ぐ。

子ども

- 保育園の入所相談、申込受付
- 児童手当
- 保育園、港区保育室などの施設管理運営
- 学童クラブ等の事業運営

引き続き

地区の窓口で対応

本庁で対応

○同一種別の施設の担当部署を一元化し、経験を集約することで、事務の更なる統一化・効率化を図る。

その他

- 後援名簿等使用許可→引き続き地区の窓口で対応
- 区民センター、区民協働スペースの管理運営
→ 本庁で対応

○同一種別の施設の担当部署を一元化し、経験を集約することで、事務の統一化・効率化を図る。

区民サービスの利便性を原則維持しつつ、質を向上させることで、区民満足度の向上を図ります。

【会議録】

【確定稿】

会議名	令和7年度第5回行政経営推進委員会
開催日時	令和7年10月1日(水) 9時20分から10時20分まで
開催場所	庁議室
委員	<p>■出席者</p> <p>(委員長)野上区役所・デジタル改革担当部長、(副委員長)荒川企画経営部長、湯川総務部長</p> <p>(委員)野口芝管理課長、小野口地域振興課長、重富保健福祉課長、西川子ども政策課長、齊藤児童相談課長、伊藤都市計画課課長、佐藤環境課長、相川企画課長、星川区役所改革担当課長、富永区長室長、石川連携協創担当課長、江村財政課長、井上防災課長、山越総務課長、土井人事課長、若杉教育長室長、</p> <p>■欠席者</p> <p>鈴木生活衛生課長、鈴木学務課長</p>
事務局	企画経営部企画課
会議次第	<p>審議事項</p> <p>1 「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の取組の今後の展望等について (案)</p> <p>2 新たなカスタマーハラスメント対策について(案)</p> <p>3 一般財団法人港区国際交流協会への区の財政支援について(案)</p>
会議の結果及び主要な意見(要約)	
(意見者)	<p>1 「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の取組の今後の展望等について (案)</p> <p>~区役所改革担当課長から説明~</p>
保健福祉課長	P1項番3、「区民課保健福祉係業務を各部で対応」とあるが、地域事業や民生・児童委員協議会支援業務の取扱いについて補足がほしい。
区役所改革担当課長	<ul style="list-style-type: none"> ・地域事業は、協働推進課長からも今後の取扱いについて議論を重ねた方がいいと相談を受けている。区民課や管理課の地域事業も含め今後支所へヒアリングを行っていく。 ・民生・児童委員については、今後詳細を検討していく。
保健福祉課長 子ども政策課	P7「引き続き支所で対応」の表現があるが、支所が引き続き所管するのか、それとも所管は本庁だがサービス提供場所は支所なのか。理解に齟齬が生じない

長	いように表現を工夫した方がよい。
区役所改革担当課長	混在しているため、議会報告を見据えてどこでサービスが受けられるかの視点で記載している。所管視点については検討する。
保健福祉課長	管理課とまちづくり課がなくなることで、区民課と協働推進課の業務量や、管理職の負担のばらつきが生じると思う。今後の調整の予定はあるのか。
区役所改革担当課長	管理職の業務負担のばらつきが生じるが、令和9年4月時点では現状の区民課、協働推進課に管理職を配置する予定である。
子ども政策課長	子ども家庭部は大きい部になるが、他の部との組織規模がアンバランスになる懸念があるため、検討課題として調整が必要である。
区役所改革担当課長	引き続き検討していく。
子ども政策課長	今後の職員説明会について、各課長が直属職員に説明するイメージだったが、全庁的に説明会をするのか。説明会の内容は職員の理解度を可能な限り揃えたものにしたほうがいい。
区役所改革担当課長	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁3回、支所1回、参加不可の方はオンライン説明の体制を考えている。 ・関係団体への説明は所属長に依頼すると思うが、理解の齟齬が生じないよう、趣旨や目指すべき姿など、全体像の部分に関しては、区役所改革担当より説明したい。
児童相談課長	P7「環境」部分について、「クリーンアップキャンペーン」が支所担当、「路上喫煙対策」が本庁担当とのことだが、路上喫煙対策は、支所が主体的に動いているので、「本庁も支所も対応する」ことも視野に入れていいのでは。
区役所改革担当課長	現状、支所と本庁で業務が切り分けられ、支所の負担が大きくなっている。支所でも問合せ対応は残し、集約した本庁でも各地区担当で分けて機動力は維持したい。
児童相談課長	児童相談所は区役所・支所改革の後に設置されているので、今回の議論からは外れていると思うが、執務スペース不足、区民の利便性の向上を理由にサテライトオフィスの観点で旧三田図書館を候補として手を挙げている。本庁に集約する区役所改革の取組の中、児童相談所は執務スペースを増やすようとしているため、その旨を資料に記載しなくていいのか。

区役所改革担当課長	例えば、総合支所の空きスペースの活用も可能であれば、用地・施設活用担当と調整の上検討したい。・児童相談所については指揮命令系統が一元化されているため、サービス提供場所の拡大ということであれば、区役所改革の取組には逆行しないと考える。
委員長 (区役所・デジタル改革推進担当部長)	児童相談所のサテライトオフィスの取組に子ども家庭支援センターも連動して動き、事業を連携して行うのもいいと思う。
区長室長	P2項番4の民間ビルへの移転について、現在の全庁の状況を見ると納得できるが、サービスを受ける側に不便が生じないようにしてほしい。例えば不動産売買について、業者が不動産調査する場合、庁内でも多数の部署を回っている。一部の部署が本庁舎外に行ってしまった場合、徒歩10分とはいえ負担が大きいので、不便がないか所管課にしっかりヒアリングしてほしい。
区役所改革担当課長	区役所の組織の関係上、どこが移転しても少なからず影響は出てしまう。所管課との意見交換や来庁者数の把握などを踏まえ影響がなるべく小さくなるよう検討していく。
都市計画課長	<p>① P3の坪単価の表現について、21,000円とすることで選択肢が狭まるので、教育センターの執務スペースが大規模ビルの坪単価だったのかも踏まえて、幅が広がる表記にしたほうがよい。</p> <p>② P4(2)について、方向性は理解したが、支所や移転対象となる民間ビルも対象とすべきではないか。</p> <p>③ 技術職職員の採用困難や技術者流出の課題があるため、悪影響のないように魅力的な執務室を目指して検討をお願いしたい。</p>
区役所改革担当課長	<p>① 坪単価21,000円を引き上げることで候補が増えるか引き続き検討していく。単価設定は決め打ちになっていないということを補足する。</p> <p>② 総合支所はスペースが空くため、執務環境は整えていく予定。</p> <p>③ 引き続き検討していく。</p>
総務課長	<p>① P5項番6のスケジュールについて、令和7年4定補正予算において、賃借床面積の根拠として庁外に移転する部署が問われると思う。</p> <p>② 7月からの移転の必要性について詳細な説明が必要になると思う。</p>
区役所改革担当課長	<p>① 承知した。</p> <p>② 本庁の部署が移転して空いたところに玉突きで移動させる必要があること、レイアウト変更に3~4か月かかることを理由に7月からの実施を考えてい</p>

	る。
政策広聴担当 課長	現管理課の庁舎の管理運営機能、支所長・副支所長はどうなるのか。
区役所改革担当 課長	庁舎維持機能は協働推進課、副総合支所長は廃止の想定。
副委員長 (企画経営部 長)	①予算規模について、ロジックはしっかり組み立てること。 ②予算規模に対する区民へのメリットも示す必要がある。
区役所改革担当 課長	了解した。
副委員長 (総務部長)	ようやくここまで具体的な議論に至り、圧倒的に議論が足りておらず、全庁についていけていないと思う。4定補正予算は不可能であると思う。スケジューリングは見直しを検討したほうがいいのでは
区役所改革担当 課長	4定補正予算を見送った場合、現候補物件はリリースすることになり、本庁集約が困難になり勤務体制も変わらない。スケジューリングの見直しと検討の加速は、調整していく。
委員長 (区役所・デジタル改革推進担当部長)	本案については、正副で預かり、保留とする。
一同	承知した。
	(議題2部分後略)

以上

令和7年度第3回区役所改革会議

1 日 時 令和7年9月22日（月）

午前10時00分から午前10時50分まで

2 会 場 行政会議室

3 議 題

（1）「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の取組の中間報告等について

（2）その他

（配付資料）

- 資料1 「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の取組の中間報告等について
- 資料1－2（別紙1） 改革の全体像と今後の展望
- 資料1－3（別紙2） 快適で多様な働き方を実現できる「本庁舎等執務空間再構築」に向けた取組

資料 1

令和7年9月22日
区役所改革担当

「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の取組の中間報告等について

【議題】

「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の取組について、検討経緯を踏まえて、取組の全体像と今後の展望を中間報告します。また、取組に伴い本庁舎等の執務環境を整備します。

1 検討経緯

これまでの「区役所・支所改革」の総括として、部課長ヒアリングや職員アンケートのほか、「MINATOビジョン策定に向けた区民意識調査」において区役所の利用に係る質問項目を掲載し、平成18年度以降の「区役所・支所改革」の成果と課題を分析しました。

また、令和7年5月1日、区役所改革会議の下に区役所改革検討部会に設置し、5月27日、6月6日、7月15日、9月3日と4回にわたり「将来に向けた持続可能な区役所」実現に向けた取組について検討しました。

令和7年7月には、区役所改革会議（7月25日開催）及び行政経営推進委員会（7月31日開催）において中間とりまとめ（案）を提出し、取組の方向性を決定しました。

2 基本的な考え方

行政ニーズの複雑化、多様化等に対応しながら、区民サービスの質を向上させるためには、部署の役割分担を見直し、機能を集約することで、職員の専門性を維持・強化し続ける必要があります。こうした背景を受けて、「将来に向けた持続可能な区役所」実現に向けた取組を検討するにあたっては、「総合支所制度で充実した区民サービスは原則維持すること」及び「サービス、区民参画・協働の拠点としての機能は維持すること」を全課共通する基本的な考え方とします。（詳細は別紙1「改革の全体像と今後の展望」のとおり）。

3 今後の取組（予定）

令和7年度中に、関係団体及び職員に対し、概要、趣旨を説明します。

令和8年度には、組織体制、職員定数や業務の移管など、「将来に向けた持続可能な区役所」実現に向け、具体的な項目を調整します。業務の移管に際しては、単なる引継ぎにとどまらず、未整備の業務マニュアルを新規作成する、複数部署で個別に作成されていた業務マニュアルを標準化する等、区役所改革担当が中心となり、業務手順を改めて整理します。

4 今後の執務方法及び本庁舎の執務環境について

支所における業務の指揮命令系統が一元化されることにより、業務だけでなく職員の勤務場所が本庁舎へ移ることが想定されています。しかし、本庁舎で活用でき

る執務スペースに限りがあることは以前から指摘されており、その課題が一層顕在化することが懸念されます。こうした状況を踏まえ、職員が快適に執務することができる環境の確保と充実を図るため、本庁舎等のフロアレイアウトの見直しに向けた取組を行います（詳細は別紙2「快適で多様な働き方を実現できる「本庁舎等執務空間再構築」に向けた取組」のとおり）。

取組の一つとして、民間ビルを借り上げ、一部の組織を移転させることについて、現在検討を始めています。本庁舎以外に組織を移転させる場合には、区民等の利便性や職員の安全衛生に十分に配慮した上で取り組むこととします。

5 スケジュール

令和7年9～10月	行政経営推進委員会、庁議 「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の取組の中間報告
令和7年11～12月	DX推進・行財政等対策特別委員会報告 関係団体、職員向け説明会 区役所改革会議、行政経営推進委員会、庁議 「令和9年度に向けた区役所改革の取組」の決定
令和8年 1月	議会報告（「令和9年度に向けた区役所改革の取組」について）
4月～	見直しを行う具体的業務の移管等の調整 民間ビルへの一部組織移転（7月ごろ予定） フロアレイアウト見直し（7月以降順次）
令和9年 4月	見直しの実施 支所への一部組織移転

改革の全体像と今後の展望

【前提】

区の人口増加や社会課題の高度化

行政ニーズの複雑化・多様化

中堅・ベテラン職員の減少

職員の年齢構成の若年化

「将来に向けた持続可能な区役所」の実現の必要性

【現行の支所組織図】

管理課

現行の組織図

管理課——管理係、施設運営担当

○○保育園、○○児童館

協働推進課

現行の組織図

協働推進課——協働推進係

地区政策担当

まちづくり課

現行の組織図

まちづくり課——まちづくり係

土木担当

区民課

現行の組織図

区民課——窓口サービス係

保健福祉係

生活福祉係

これまでの「区役所・支所改革」を総括

部課長ヒアリング・職員アンケート等を実施

【これまでの成果】

アクセス性の向上

生活福祉、保健福祉について、総合支所の窓口での手続きが可能に。

地域との連携関係の強化

地域との距離が近くなり、地域課題の早期把握・解決に向けた基盤が構築。

地域との円滑な意思疎通

道路や公園などの生活基盤について、丁寧な相談や円滑な整備が可能に。

【主な課題】

役割分担・責任区分の不明確さ

総合支所と支援部の役割分担、責任区分が明確でないものがあり、区民からの問合せや要望に対し、迅速な対応を困難にする要因となっている。

統一対応への調整負荷

各支所での対応を統一するために各部署間での調整に時間を要している。

専門性蓄積・継承の困難さ

5地区で窓口対応を行っているため、対応件数が分散し、経験や対応実績が蓄積されにくい。さらに、職員配置も5地区に分散しているため、専門性の向上や知識・経験の蓄積・継承が困難な状況である。業務マニュアルの整備や研修を通じて職員間の知識共有を図っているが限界があり、区民サービスにばらつきを生じさせる一因となっている。

行政ニーズの複雑化、多様化等に対応しながら、区民サービスの質を向上させたため、部署の役割分担を見直し、機能を集約することで、職員の専門性を維持・強化し続ける必要がある。

【全課に共通する基本的考え方】

・総合支所制度で充実した区民サービスは原則維持する。

・サービス、区民参画・協働の拠点としての機能は維持する。

→平成17年度以前の体制に戻すことではなく、実情に沿った見直しを行う。

【「将来に向けた持続可能な区役所」実現に向けた取組の方向性】

総合支所と本庁の機能の再構築

役割分担・責任区分の明確化

「総合支所」と「それを支える支援部」から、「サービス・コミュニティの拠点としての支所」と「政策調整、統一的に対応すべき事務事業の実施拠点としての部」に。

指揮命令系統及び業務分担を見直し

統一対応への調整負荷解消

5つの総合支所それぞれに意思決定に関与する主体が配置されていた体制を見直し、原則、指揮命令系統を部に一元化。

組織改正・人員配置の見直し

アクセス性の維持

地域との連携関係の継承

専門性蓄積

職員配置を見直し、専門性の向上や知識・経験の継承を図ることで、精度が高くきめ細かなサービスを実現するとともに、デジタルツールを活用し、区民サービスの高いアクセス性や地域との良好な関係を継承。

【今後の支所組織図（案）】※見直しのねらい、改革後のサービス提供体制については別紙2を参照

管理課

今後の組織図

集約のため
無し

※庁舎管理に関する業務は支所に存置

協働推進課

今後の組織図

協働推進課——協働推進係※

(仮称)事業推進担当

※庁舎管理業務など現管理課の支所存置業務対応含む

まちづくり課

今後の組織図

調整中

区民課

今後の組織図

区民課——窓口サービス係

福祉総合窓口担当

改革の全体像と今後の展望

【見直しのねらい】

管理課

今後の組織図

集約のため 無し

※庁舎管理に関する業務は支所に存置

ねらい

- 同一種別の施設における意思決定主体を一元化し、施設運営等に伴う他支所や本庁との連携・調整の煩雑さや混乱を解消。
- 不定期業務（プロポーザル等）を本庁での業務とし、経験、実績を蓄積。迅速・効率化を図り、正確性と専門性を確保。

協働推進課

今後の組織図

協働推進課 → 協働推進係※

(仮称)事業推進担当

※庁舎管理業務など現管理課の支所存置業務対応含む

ねらい

- 一部業務を本庁での業務とすることで、課の本来の設置趣旨に即した業務に集中でき、主体的に業務に取り組める体制に。
- 経験、実績を一元化、知識やノウハウを蓄積。
- 地域団体との調整や協働組織への事務局（支援体制）は協働推進課で所管し、地域との良好な関係性を維持。

まちづくり課

今後の組織図

調整中

ねらい

- 一部業務を本庁で対応することで、統一的な対応を可能にするとともに、職員間連携や知識共有の環境を整備。
- 専門性の高い各種業務についても、人材育成と技術継承できる環境を整備。

区民課

今後の組織図

区民課 → 窓口サービス係

福祉総合窓口担当

ねらい

- 意思決定主体を一元化し、本庁と支所間の意見の不一致や5支所間での調整業務などの非効率要因を回避。
- 業務、勤務場所を統合し、職員間連携や知識共有の環境を整えることで、専門的な知見の蓄積し、区民一人ひとりに寄り添った丁寧な対応を可能とする体制を強化。
- 支所の窓口機能を維持し、区民の利便性を確保。

【改革後のサービス提供体制】

町会・自治会

- 町会・自治会活動支援全般 → 引き続き支所で対応

コミュニティ活動

- 地域事業 → 引き続き支所で対応

動物愛護

- 地域猫の去勢・不妊手術費用助成
- 地域猫、犬に関する対応
- ハクビシン、アライグマ等の対応

サービスの利便性を原則維持しつつ、質を向上させることで、区民満足度の向上を図ります。

防災

- 帰宅困難者対策
- 地域防災協議会

引き続き支所で対応

環境

- 安全環境美化推進協議会の運営
- クリーンアップキャンペーン
- 路上喫煙等に関する対応
- 公害防止指導に関する対応

引き続き
支所で対応

本庁で
対応

※従来通り、支所への来庁者から申請書の提出や相談があった場合は、支所窓口の職員が書類の受領や所管部署への引継ぎ対応を行う。
○保健所、本庁で一括対応することで、関係部署間の調整が不要となり、より丁寧かつ的確な対応を可能とする。

福祉

高齢者や障害のある方への支援や、保健衛生事業、生活福祉分野等について、受付や交付機能は原則支所に機能を存置する。

- 各種高齢者福祉サービス
- 難病等医療費助成などの申請受付
- 母子健康手帳の交付
- 障害や生活保護分野に係る

引き続き
支所で対応

等
ケースワーク
本庁で対応

○相談内容が多岐にわたっており複雑であるため、本庁で一括対応することで区民サービスの質の向上を図る。

まちづくり

- 放置自転車対策
- まちづくり相談
- 町会等の占用許可申請
- 公園、運河沿縁地等整備
- 道路や橋りょうの整備
- 電線共同溝整備

引き続き
支所で対応

本庁で対応

○専門性の高い業務を本庁の部に一元化し、正確性の向上と業務効率化を図りながら、業務経験の偏りを防ぐ。

子ども

- 保育園の入所相談、申込受付
- 児童手当
- 保育園、港区保育室などの施設管理運営
- 学童クラブ等の事業運営

引き続き
支所で対応

本庁で対応

○同一種別の施設の担当部署を一元化し、経験を集約することで、事務の更なる統一化・効率化を図る。

その他

- 後援名簿等使用許可 → 引き続き支所で対応
- 区民センター、区民協働スペースの管理運営 → 本庁で対応

○同一種別の施設の担当部署を一元化し、経験を集約することで、事務の統一化・効率化を図る。

令和7年度第3回区役所改革会議【令和7年9月22日（月）】

「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の取組の中間報告について

No	意見・指摘事項	回答・対応
12	<p>組織体制の後、業務量算定および人員算定が必要である。人員算定の検討は最後になりますが、可能な限り同時に並行で早急に行うべき。(総務部長)</p>	<p>組織体制については、係単位を基本として組織図・業務分担の調整を進めている。人員体制についても、スケジュールを早期に設定し進めていく。(区役所改革担当課長)</p>